



江戸末期の土御門家と陰陽書出版について：
ふたつの皇和司天家鑿本『陰陽方位便覧』の考察を
中心として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-08-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水野, 杏紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002977

江戸末期の土御門家と陰陽書出版について

—ふたつの皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』の考察を中心として—*

水野 杏紀**

はじめに

江戸末期の土御門家¹の当主、晴親²の時代、土御門家の私塾である齊政館³の蔵版として、中国の天文・暦法、儒教や陰陽思想に関係する書が翻刻された。同じく齊政館蔵版として、皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』が刊行された。その子、晴雄⁴の時代には、別の皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』が刊行された。

ここでは、江戸末期の土御門家において皇和司天家鑒本として刊行された、ふたつの『陰陽方位便覧』の分析を中心にし、この時代における土御門家の陰陽思想を考察したいと考える。

江戸末期の土御門家

土御門家の居所

土御門家は歴代、天文をつかさどる家であり、平安時代の天文博士であった安倍晴明以降、千年以上において、陰陽頭、天文博士を多く輩出してきた。土御門家は

* 本論文は日本科学史学会 2008 年度第 55 回発表「土御門家 齊政館とその門人たち—塾で刊行された「術数書」の考察を中心として—」をもとに構成した。

** 大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士後期課程（人間科学専攻）

¹ 近世の土御門家に関する論考としては、林淳『天文方と陰陽道』（日本史リブレット 46 山川出版社 2006）、梅田千尋「陰陽道本所土御門家の組織展開」（『日本史研究』NO. 487 2003）pp. 138-160 などがある。

² 江戸時代、土御門家の居所は梅小路村にあった。菩提寺はその近くにあった（現在の京都、梅林寺がそれにあたる）。そこには、晴親、晴雄ほか、土御門家の数十の墓碑がある。それによれば、晴親は「正二位安倍朝臣晴親卿 墓」、「天保十三壬寅年（1842）六月二十八日薨」とし、子、晴雄は「正三位安倍朝臣晴雄卿 墓」、「明治二己巳年（1869）十月二十九日薨」とある。晴親の父、泰榮は「正二位安倍朝臣泰榮卿之墓」、「文化三丙寅（1806）十又二月又五日薨」、「孝子晴親建之」とある。「附録」の資料1参照。

³ 齊政館の塾名の齊とは「ひとしい」の意と考えられ、ここでは「せいせいかん」と読むことにする。齊政館については、渡辺敏夫『近世日本天文学史』上—通史（恒星社厚生閣 1986）pp. 382-389、前掲の梅田千尋「陰陽道本所土御門家の組織展開」pp. 156-157 などに記載されている。

江戸時代には造暦、民間陰陽師の統轄、天皇や公家などの祭祀や占いに携わった。

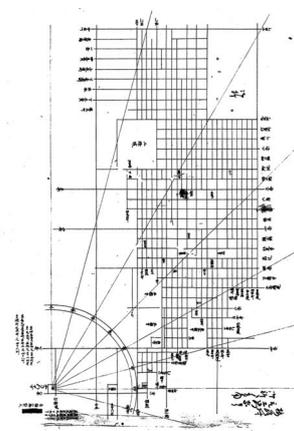
江戸時代の土御門家の居所は梅小路村にあった。現在の京都、梅小路の円光寺周辺が土御門家の居所であった。その円光寺には星の方位と緯度・経度などを測るための渾天儀の土台とされた遺構がある。

土御門家の梅小路の居所から御所の方位を記載した文書⁴がある。それによれば、土御門家の居所から御所は丑の方角にあたるが、おそらく居所から御所に赴くときなどに、その日、丑方位にどのような神殺が巡っているか、その吉凶を判断するために用いられたものと考えられる。



図1 (左)：円光寺内渾天儀を据えたとされる土台（水野撮影）

図2 (右)：梅小路村土御門家より御所の方位をしるした図。その方法は、子癸丑良寅・・・と360度を十二支、戊己除く八干、易の八卦のうち艮、巽、坤、乾の四卦を用いて計二十四（路）に区分している。土御門家から御所は子から30度東、丑方にあっている。出典は京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：568（14）「梅小路村土御門家ヨリ御所ノ方位」



土御門家と改暦

天保十二年（1841）、幕府からの改暦の命により、天文方、^{かげすけ}渋川景佑⁵らは『新法暦書』を編纂した。翌年の天保十三年、晴親はそれを校閲した。彼はそれからまもなく没したため、彼の息子、晴雄が進献し、名を天保壬寅元暦と賜った。天保暦は天保十五年（1844）より施行、太陰太陽暦としてほとんど完全なものであった。この天保暦は日本における最後の太陰太陽暦となった。⁶

⁴ 京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：568（14）。「若杉家文書」は陰陽頭、土御門家の家司であった若杉家に伝えられた文書。そのなかに、土御門家の関係文書がある。土御門家は天皇の東上にともなって東京へ赴いたが、若杉家は京都に明治初年に陰陽事務所が開設されてその中心になったこともあり、土御門家の文書の一部が引き継がれたとされる。現在、それらは京都府立総合資料館に所蔵されている。改訂増補『文書解題』（京都府立総合資料館 1993）pp. 53-55 参照。

⁵ 渋川景佑は高橋至時の子。

⁶ 能田忠亮『暦』（至文社 1957）pp. 126-132、渡辺敏夫『近世日本天文学史』上一通史（恒星社厚生閣 1986）pp. 359-360 を参照。

晴親による天保暦の上表文、その草稿として書かれたとされる、いくつかの文書が「皆川家文書」⁷にある。このなかには足立信頭、渋川景佑、『新巧暦書』の名が記されている。晴親は上表文を出す前に亡くなったため、これは晴雄によって進献された。



図3；天保暦の上表文、その草稿として書かれたとされる文書。最後に「安倍晴親謹誌」とある。出典は大將軍八神社所蔵「皆川家文書」。

土御門家と朝廷、公家、幕府との関係

土御門家は朝廷、公家、幕府の人々の依頼にもとづいて占断を行ったが、江戸時代の占文のなかで、晴親、晴雄の名が記されたものがある。これらは依頼者に渡す前の下書き、あるいは控えのようなものだったと推定される。その内容から朝廷、公家、幕府との関係を考察したい。

◎方違方位勘文⁸

此間内々御尋^{かたいみ}の方忌^{みずのと}の事、相しらべ申候處、園家、凡 癸^{いぬ}の方、勸修寺家、凡 戌の方に相成申すべく、中宮御所北の方、売御門⁹より成らせられ候事等、いずれもさして方忌の御障あらせられず。相見え候事。

三月二二日はれ親

⁷ 「皆川家文書」は京都の大將軍八神社所蔵。皆川家は土御門家に仕え、栄成は土御門神役を勤仕したとされ、その子、^{ながとし}龜年は安政二年（1810）に譜代神役となり、編暦にも携わった。娘の高津は土御門晴親のもとに嫁ぎ、晴雄、邦子らの子をもうけた。そうしたことにより、土御門家関係の資料が皆川家に伝わったものと考えられる。鈴木一馨「皆川家旧蔵資料目録」大將軍八神社所蔵（平成16～18年度科学研究費補助金基礎研究（B）「呪術・呪法の系譜と実践に関する総合的調査研究」研究成果報告書抜粋）を参照。

⁸ 以下の勘文は、ひらがなのルビと句読点をあらたに施した。

⁹ 中立売門のことか。字が不鮮明であり亮にも読める。

文政二年三月十七日依召参院御申御尋、御こたへ三月二十二日持参

(出典；京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：487「方違方位勘文」)

最後に晴親の名がある。依頼主の名は記されていないが、日付が文政二年(1819)であり、その二年前の文化十四年(1817)に仁孝天皇が即位していること、「参院」(太上天皇を院と称する)、「勸修寺家」(仁孝天皇の実母は勸修寺嫡子)、「中宮御所」という言葉があることから、天皇の周辺からの依頼であったと考えられる。

◎土御門晴親占文案¹⁰

天保六年トの事

ほう ふへん くは へい このくは こころ たいやうてん いまし あまね てんか せうりん びさゐ
 豊の不變の卦を得たり。此卦の意は、太陽天に在して普く天下を照臨し、微細のもの
 そのおんたく うけ こと ごと しかいたいへい おうくは じんたくおよ ところ ばん
 までも其恩澤を受ずといふ事なきが如し。四海泰平に、王化、仁澤及ばざる所なく、萬
 ミんしち たく かうむ あんおんぶじ きつくは しか ひ ちう つきみつ
 民至治の澤を蒙り、安穩無事の吉卦なり。然れども日、中すればかたむき、月盈ればかく
 てんち へいきよ とき せうそく こと にんじ ほうだい すぐ すいび まね
 る。天地すら盈虚して時とともに消息す。殊に人事において豊大に過れば、衰微を招くべ
 り としことさら ゆたか くは にんき ほうせい かへつ ふる おどろき
 き理にして、歳殊更に豊なるの卦なれども、人氣も豊盛にゆるみて、却て不意の驚駭
 とう おそれ せいたい しゃうらい うれひ こと おもんはか ミんしん たいだ
 等あるの恐あれば、盛大なるのとき、将来の憂なからん事を慮り、民心をして怠惰
 いた けうかい たれしめ だimei じんとく し ほどこ ばんみんいよいよおんたく あふ
 に到らしめざる教誡を垂示し、大明の仁徳を布き施すときハ、萬民彌恩澤を仰ぎ、
 ますますたいへい
 益泰平なるべしとなり。

天保五年十一月二二日 冬至考 はれ親

(出典；京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：507「土御門晴親占文案」)

最後に晴親の名がある。土御門家では冬至の日に、朝廷や公家などの人々に対し、『易』(筮占)によって来年の占断(「冬至考」)を行った。¹¹中国では古来、冬至は昼が最も短く、これを境に日が長くなることから、一陽来復の時とされていた。ここにも依頼者の名はないが、他の「冬至考」をみると、最後には「簾」、「上」、「花」などの文字が記されている。これらはおそらく依頼者を示すものであったと考えられる。この冬至考には最後に「天」の文字がある。文中には「天下」、「四海」、「王

¹⁰ 以下、晴親、晴雄の占文のルビは原文によるが、句読点は新たに施した。

¹¹ 『易経』には、四季の循環、あるいは天の日月星辰がとまることなく順行しているように、萬物も変化し、陰陽も絶えず変化すること、「極まれば転じる」、「盈つればかくる」ことが述べられているが、一連の「冬至考」では、これにもとづき、上昇の時期にあつては日々を戒めと慎みを持って過ごすこと、下降の時期、困難にあつては時がくれば散じることなどを説いている。

化」、「萬民」という言葉など、君子の心得を示すような文言が多いことから、天皇に対する冬至考であったと推定される。

次に晴雄の占文案をみたい。

◎土御門晴雄占文案

元治二年御卜の事

大樹公

しょう とん もふ くは このくは ころ しょう うったへ かれわれそむけたが うったへ
 訟の遯にゆくと申す御卦なり。此卦の意、訟は訴るなり。彼我背違ふより訴を
 おこ そうらん いた わざわひ これもつと おそ つつし くは よくこのめ かんが うっ
 起れば、争亂に至り、禍を招く。是尤も恐れ慎むべきの卦なり。能此意を考へ、訴
 たへ おこ やう めいせい はんようのたいりょう しめ にん じ まも つつしミ あつ とき おこ
 訟の起らざる様、明正寛裕大量を示し、忍の一字を守り、慎を厚くし玉ふ時ハ、起
 うったへ おこ あんせい か ゆくくは のがる しりぞく すす な こと よろ
 るべき訟も起らず、安静ならん坎。之卦ハ遁なり。退なり。すべて進ミ為す事ハ宜
 しからず。退て徳を修め、身を保を可なりとするの象ゆへ、只何事も左右の人に委任
 しりぞひ とく おさ ミ たもつ か しょう ただなにごと さゆう ひと いにん
 し、其宜しきに從ひ玉ふ時ハ、海内自ら¹²静に歸し、百般總て御心に協ひ、大吉なるべ
 よろ とき かい かおのづか せい き ひやくばんすべ ミころ かな
 しとなり。四月、五月、十二月は御平和なり。二月、三月、六月、七月、八月、十月、十一月ハ
 つつし なを め たくわた
 御慎みあらせらるべし。正月、九月大吉にて、猶なを目出度渡らせらるべし。かしこ。

元治元年十一月二三日 冬至考 安倍はれ雄

(出典；京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：501「土御門晴雄占文案」)

◎土御門晴雄占文案

元治二年御卜の事

かみ しん もふ くは くは ころ かみ ちる ゆる はな むすば と
 解の晋にゆくと申す御卦なり。此卦の意、解はとけ散なり。寛め放つなり。結れたるを解
 うつ ひら ミうち やまひ とけさ ほかより わざわひ とけさん もつともよろしき しゃう
 き、鬱したるを開く。身内の病患も解去り、外邊の災厄も散解ず。最良吉の象たり。
 ゆくくは しん すす のぼる わがミ こん にうじゅん なつ ぶんめい きミ つきしたが とき おおひ
 之卦も晋とて進むなり、升なり。我身ハ坤の柔順に成て、文明の君に麗順ふ時ハ、大
 よろ しか すすむ うら しりぞく のぼる うら くだる ころ ゆる つつしミ いた
 二宜し。然れども、進の裏ハ退、升の裏ハ降ゆへ、意を放し、慎を致さざれば、
 かへつ わざわひ まね どうり にちやつつしミ おこたり ひと あらそ ねた ただじぶん とく
 却て災害を招くの道理あれば、日夜謹慎、怠なく、人と争はず、嫉まず、唯自分の徳
 おさ たま とき ますますにくは きつ え ばんじすべ ミころ かな だいきつ
 を修め玉ふ時ハ、益二卦の吉を得て、萬事總て御意に叶ひ、大吉なるべしとなり。二
 つつし
 月、三月御平和なり。正月、五月、七月、八月、御慎みあらせらるべし。四月、六月、九月、
 なを わた
 十月、十一月、十二月ハ大吉にて猶なをめで度渡らせらるべし。かしこ。
 元治元年十一月二三日 冬至考 はれ雄

¹² 海内 天下のこと。

天璋院様

(出典；京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：500「土御門晴雄占文案」)



図4；占文案の最初に「大樹公」とある。
出典は京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」
請求番号：501「土御門晴雄占文案」。

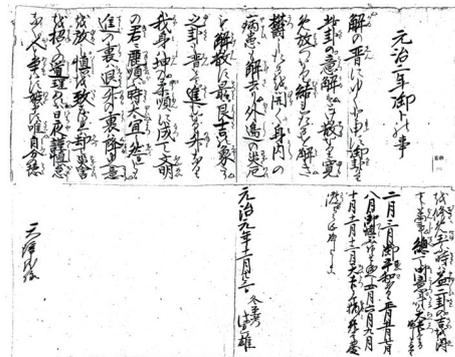


図5；占文案の最後に天璋院様とある。
出典は京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」
請求番号：500「土御門晴雄占文案」。

最初の「冬至考」元治元年（1864）には「大樹公」とあることから、将軍に対するものであったと推定される。このときの将軍は十四代将軍、徳川家茂であった。

もうひとつは「天璋院様」とある。これは、天璋院（篤姫）のことであろう。天璋院は安政三年（1856）に十三代将軍、徳川家定の正室として嫁ぐ。この年はペリ一来航の年であった。それからまもない安政五年（1858）に家定は亡くなる。家定、篤姫の間に子はなく、この年に将軍となったのは紀伊藩主であった家茂であった。

篤姫は将軍家定が亡き後も江戸に残り、一方、安政五年（1858）に将軍となった家茂は、文久二年（1862）、仁孝天皇の皇女、和宮親子内親王と結婚をした。上記の「冬至考」はこの二年後のものである。

和宮の上臈として江戸に付き添ったのが、晴親の娘、土御門藤子（安倍邦子）であった。¹³将軍、天璋院あての「冬至考」の占文の存在は、土御門家と幕府と接点を示すものであろう。また、和宮とともに江戸に付き添った藤子の存在により、幕府の動向はある程度、土御門家に伝わっていたものと推定される。

この「冬至考」からまもない慶応二年（1866）、家茂が死去し、水戸藩主、徳川斉昭の子である慶喜が将軍となり、その翌年、大政奉還が行われるのである。

¹³ 前掲の梅林寺には、「安倍朝臣邦子 墓」、「明治八乙亥年（1875）六月十有四日薨」、さらに「従萬延元庚申（1860）至明治七甲戌年（1874）和宮上臈勤位」とある。

江戸末期の土御門家と出版

儒教書・天文書・暦書の翻刻

「文化二乙丑、陰陽頭安倍晴親」と記された日記には、「正月小建戊寅一日丙戌¹⁴、読書 齊政館代に於いて初む」とある。¹⁵

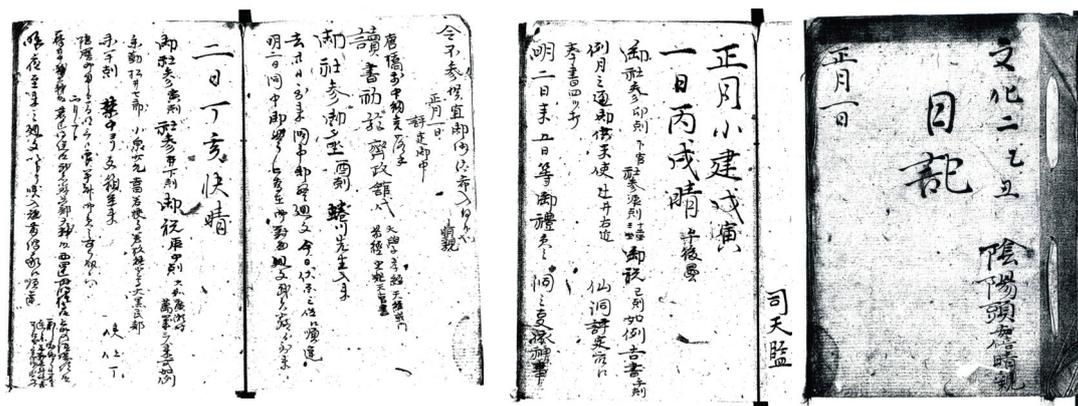


図6；「文化二乙丑 陰陽頭晴親 日記」とある。出典は京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：93「晴親卿記」。

元旦、齊政館において読書始をしたことが記され、その書として『大學』、『孝經』、『易經』、『史記』天官書、『天経或問』が挙げられている。¹⁶

また、晴親の時代、齊政館蔵版として、儒教、天文、暦法、陰陽関係の翻刻出版がなされた。

儒教関係の齊政館蔵版の翻刻としては、『大學解』一卷、明 郝敬撰、日本 三浦邦彦校、文化四年（1807）がある。

¹⁴ 文化二年は1805年にあたる。文化二年は晴親の父、泰榮は存命中であり、この時には既に私塾、齊政館が開かれていたことがうかがえる。

¹⁵ 京都府立総合資料館所蔵「若杉家文書」請求番号：93「晴親卿記」。

¹⁶ 『史記』天官書は奈良時代から陰陽寮で学ぶ天文生の必読書、『易經』は陰陽生の必読書であった。『天経或問』は游藝撰で清代の書。天文書や『易經』だけでなく、儒教經典である『大學』、『孝經』も挙げられている。『続日本紀』天平宝字元年（763）十一月癸未（九日）条には、学生の必読書が記されている。天文生（中務省陰陽寮）は『史記』天官書、『漢書』天文志、『晋書』天文志、『三色簿讀』、韓楊『要集』、陰陽生（中務省陰陽寮）は『周易』、『新撰陰陽書』、『黄帝金匱』、『五行大義』、暦生（陰陽寮）と算生（式部省大学寮）は『漢書』律曆志、『晋書』律曆志、『大衍曆議』、『九章』、『六章』、『周髀』、『定天論』とある。

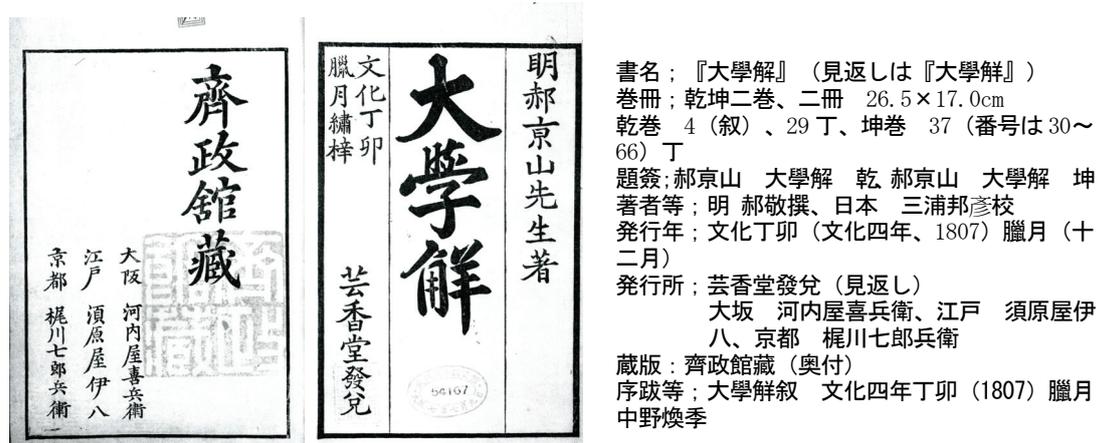


図7：『大學解』の見返し（右）と奥付（左）。奥付には齊政館藏とある。出典は大阪府立中之島図書館所蔵 請求番号：184. 1-8『大學解』。

齊政館蔵版の天文関係の翻刻としては『星圖歩天歌』が挙げられ、「小島好謙、鈴木世孝謹識」¹⁷とある。『歩天歌』は隋の丹元子著で、二十八宿と三垣を図と七言の歌であらわしている。晴親が序を記し、跋には「塾中の初学の為に刊行」とある。齊政館で学ぶ者の天文の入門書として用いられた書と考えられる。

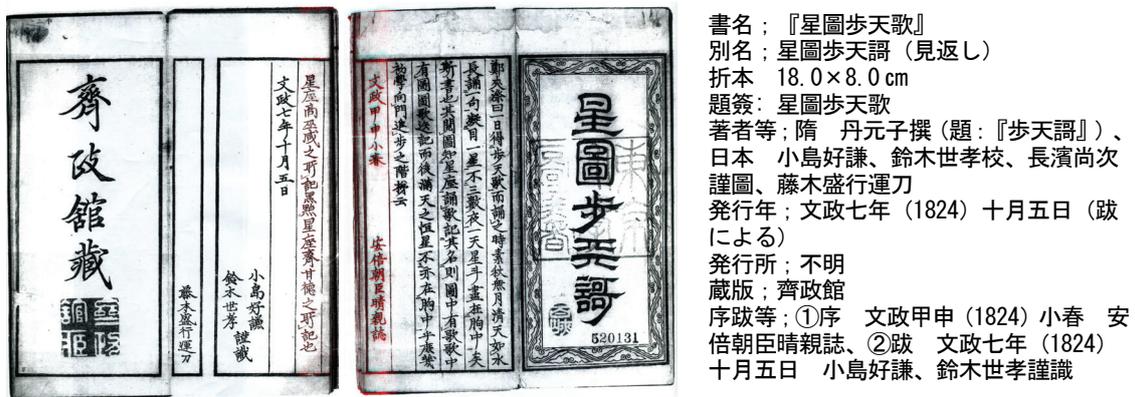


図8：『星圖歩天歌』とあり、序には安倍朝臣晴親誌（右）、跋には小島好謙、鈴木世孝謹識、奥付には齊政館蔵とある。出典は国立天文台三鷹図書館所蔵 請求番号：星図類3790『星圖歩天歌』

さらに、暦法関係の翻刻としては、『暦學疑問』¹⁸がある。齊政館蔵版として文政三年（1820）出版された。これも『歩天歌』と同様、「小島好謙、鈴木世孝校」であ

¹⁷ 小島好謙・鈴木世孝の人物の詳細、齊政館との関係については、前掲 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上—通史 pp. 382—385を参照。清代には『天文歩天歌』一卷、一冊、隋 丹元子撰 康熙五十八年（1719）本が発行されている（国立国会図書館所蔵目録による）。

¹⁸ 『暦學疑問』は清の梅文鼎（梅定九）著。『清史稿』卷一四七、芸文志・天文算法類には『暦學疑問』三巻とある。

り、「陰陽頭安倍朝臣晴親閱」とある。小島好謙、鈴木世孝は齊政館の天文、暦法の学問分野において、中心的な役割を果たしていたと考えられる。

『暦學疑問』は『暦算全書』¹⁹三十二冊に所収されている。「商船載來書目」享保十一丙午年（1726）の項には、『暦算全書』一部四套（大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』（關西大學東西學研究所 1967）p.687 参照）がある。

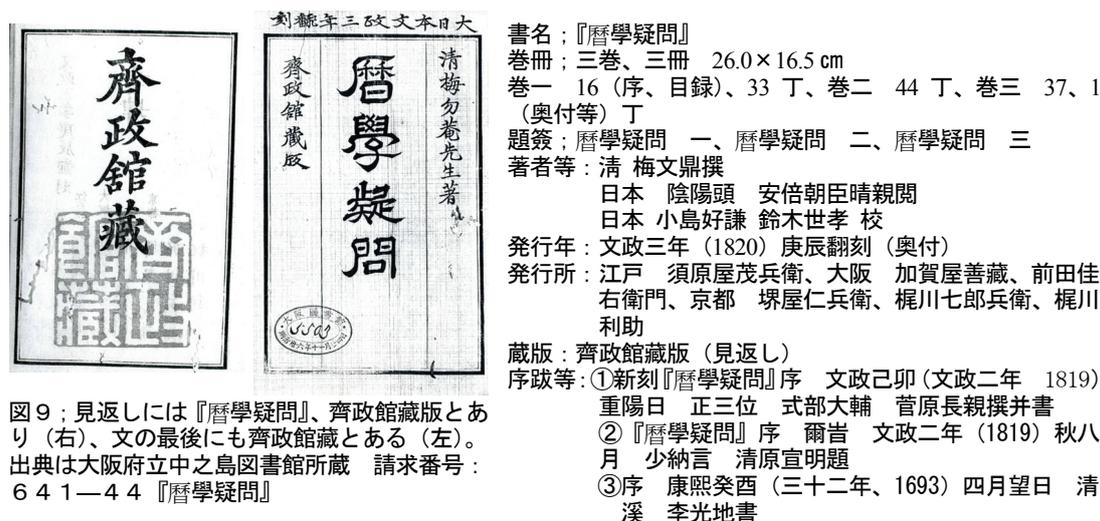


図9：見返しには『暦學疑問』、齊政館蔵版とあり（右）、文の最後にも齊政館蔵とある（左）。出典は大阪府立中之島図書館所蔵 請求番号：641-44 『暦學疑問』

『陰陽五要奇書』の翻刻出版

明代の陰陽書、『陰陽五要奇書』は『元經』、『尅擇璇璣經集註』、『陽明按索』、『佐元直指圖解』、『三白寶海』の五集と『八宅明鏡』で構成されているが、²⁰このうちの一集『郭氏元經』、二集『璇璣經』²¹が「齊政館蔵版」として翻刻され、文化甲戌十一年（1814）に刊行された。

¹⁹ 『暦學疑問』については、兼濟堂纂刻 梅勿菴『暦算全書』清 梅文鼎撰、雍正元年（1723）刊 三十二冊のうち、第十一、十二冊に『暦學疑問』三卷、第十三冊に『暦學疑問』補一卷がある（公文書館所蔵目録による）。『暦算全書』は他に咸豐九年（1859）補刊、聞妙香室蔵板として三十二冊（合十一冊）がある。これでは第十二、十三冊に『暦學疑問』三卷、第十四冊に『暦學疑問』補二卷、清 楊作枚 訂補とある（国立国会図書館所蔵目録による）。

²⁰ 『陰陽五要奇書』は明 江孟隆輯、清 顧鶴庭重輯、乾隆庚戌五十五（1790）年、姑蘇顧氏樂眞堂刊本、八冊。①『元經』十卷 晉 郭璞撰、晉 趙載注、②『尅擇璇璣經集註』一卷 晉 趙載撰、清 顧鶴庭旁注、③『陽明按索』五卷、首一卷 元 陳復心撰、孫漢卿補註、清 顧鶴庭旁注、④『佐元直指圖解』九卷、首一卷 明 劉基撰、⑤『三白寶海』三卷 元 釋幕講撰、⑥『八宅明鏡』二卷 清 箬冠道人撰（京都大学人文科学研究所所蔵目録による）。

²¹ 長澤規矩也編 和刻本『諸子大成』第五輯（汲古書院 1975）に齊政館蔵版『郭氏元經』が所収されている。ただし、晴親の序文の記載はない。



図10(左)：『陰陽五要奇書』、乾隆庚戌年(1790)重刊、姑蘇顧氏樂眞堂刊本(水野所蔵本による)。

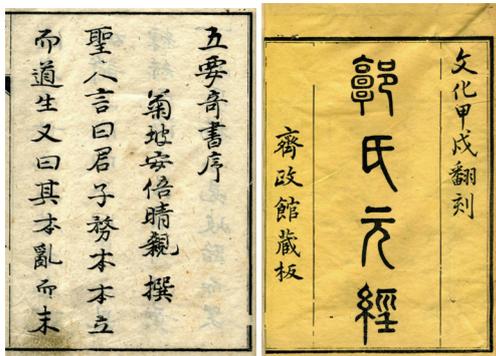


図11：齊政館蔵版『陰陽五要奇書』。『郭氏元經』文化甲戌(1814)翻刻、齊政館蔵版(右)とあり、「五要奇書序」菊坡安倍晴親撰(左)とある(水野所蔵本による)。

書名：『陰陽五要奇書』
別題：叢書集要(序による)、選擇叢書集要(凡例による)
卷冊：『郭氏元經』卷十 四冊、『璇璣經』卷一 一冊の計五冊 23.5×16.0cm

『郭氏元經』一冊：卷一 17(序、凡例、目録)、13丁
二冊：卷二 10丁、卷三 11丁、卷四 14丁 三冊：卷五 12丁、卷六 11丁、卷七 10丁 四冊：卷八 11丁、卷九 八丁、卷十 九丁

『璇璣經』一冊：2(目録)、44丁

題簽：陰陽五要奇書 郭氏元經 一、陰陽五要奇書 郭氏元經 二、陰陽五要奇書 郭氏元經 三(題簽には璇璣經とある)、陰陽五要奇書 郭氏元經 四、陰陽五要奇書 璇璣經 五

著者等：『郭氏元經』

晉 郭璞撰 晉 趙載註、明 江孟隆輯、清 顧鶴庭重輯

日本 日州 森重勝訓点 浪華 吉田徳謙校正

『璇璣經』

晉 趙載撰 清 顧滄壽注

日本 日州 森重勝訓点 浪華 吉田徳謙校正

別題：尅擇璇璣經(目録による)

璇璣經集註(本文による)

発行年：文化甲戌(1814)翻刻の再版(見返し)

発行所：三重県下書肆 豊住伊兵衛、大阪府下書肆 豊住幾之助

蔵版：齊政館蔵板(見返し)、桂雲堂老書舗蔵板製本發兌(奥付)

序跋等：①五要奇書序(菊坡安倍晴親撰 文化癸酉(文化十年、1813)菊月書于齊政館中)、②叢書集要序(崇禎五年(1632)秋七月史氏吳孔嘉書于來雲軒) ③郭氏元經序(趙載)；

上記データは水野所蔵本によるが、一卷最初の部分に落丁があり、九州大学付属図書館所蔵本で落丁箇所を確認した。上記データは明治以降の発行本であるが、九州大学付属図書館所蔵本では、森重勝他の『陰陽方位便覧』と同じ文化十一年に齊政館蔵版として発行と記載されている。

発行年：文化十一(1814)甲戌歳龍辰刻成(奥付)、文化甲戌翻刻(見返し)

発行所：京都 錢屋七郎兵衛、大阪 加賀屋善藏、江戸 須原屋茂兵衛

蔵版：齊政館蔵板(九州大学付属図書館所蔵『陰陽五要奇書』による)

これについては、晴親が序を記し、「森重勝訓点，吉田徳謙校正」とある。この『陰陽五要奇書』齊政館蔵版の刊行にあたり、晴親は序をよせているが、「世に『五要奇書』のような書が流布されていないことを憂い、こうした学問を学ぶ者のために翻刻した」としている。ただし、「こうした書は読むのがたやすすくない」現実も述べている。晴親はまた、「土御門家は天文、地理、陰陽五行をつかさどる官職に就いて以来、既に千三百年、四十代にわたりその職についている」とし、土御門家が千年以上携わった官職として「天文、地理、陰陽五行」を挙げている。また、晴親は「この数年、みづから『五要奇書』、『通徳類情』などの陰陽書を塾生に講説してきた」と述べている。さらに、「昨今はト占を用いて人を欺く賤術師が登場し、妄説を捻出し、学問として学ぶことはますます、廃れている」としており、当時の陰陽思

想をとりまく世情への憂いも述べている。²²

晴親直筆とされるものに「菊坡漫録後集」²³がある。「齊政館蔵」の名が記された用紙に、『知不足齋叢書』のうち、『寓簡』、『闕史』、『兩漢刊誤補遺』などが写されている。²⁴

ここには、『易』にもとづく天地、陰陽、万物の有様、数の論理（大衍の数五十、六十四卦）、太乙九宮²⁵が記され、また、天文・暦法に關係して既生霸（律曆志）、太歳（天文志）、咸池（天文志）、歳星、太陰、臘、儼なども記されている。



図12;「菊坡漫録後集」。
出典は大將軍八神社所蔵
「皆川家文書」。

第一の皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』（齊政館蔵版）出版

齊政館蔵版として文化十一年（1814）、日本独自の陰陽書『陰陽方位便覧』（皇和司天家鑒本、齊政館蔵梓）が刊行された。「安倍晴親序」、「森重勝纂輯、弟重固校、吉田徳謙閲」とある。この書は『陰陽五要奇書』の翻刻と同年に刊行されたが、『陰陽五要奇書』と同じ森重勝、吉田徳謙が関わっていた。

晴親は序のなかで、「この書は集めたものを深く探求する点ところに不足あるけれども、我が土御門家としての学問の一端として解明することができるものである」

²² 「附録」資料6『五要奇書』序（安倍晴親）を参照。

²³ 「菊坡漫録後集」は大將軍八神社所蔵「皆川家文書」にある。

²⁴ 『知不足齋叢書』は清、鮑廷博輯、鮑志祖續輯。乾隆道光間、長塘鮑氏刊本、三十帙二四〇冊。『知不足齋叢書』第一集所収の『寓簡』十卷は宋の沈作喆撰。覆明姚舜咨鈔校本。『御覽闕史』二卷は唐の高彦休撰。覆明鈔本、以小山堂鈔本參校。『兩漢刊誤補遺』十卷は宋の吳仁傑撰。覆明葉石君鈔本、以抱經堂本校。

²⁵ 「菊坡漫録後集」には『知不足齋叢書』を挙げ、「太乙九宮は（漢代の）『易緯乾鑿度』にもとづき、奥深い真理を解くものであり、『易』と黄帝の書によるもので、廢してはいけないものとする。太一が九宮をめぐる法とは、四方に一、三、七、九、四偶に二、八、四、六を配するもので、五は尊位で、中宮にあるし、一に始まり、九に終わり、十を言わないところに「妙」がある」としている。

と述べ、「この手引きによって、日夜討論、切磋琢磨をして理解し、奥義に達することができよう」と述べ、陰陽思想の学問的探求の手引き書として位置づけている。²⁶



図13；皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』、齊政館藏梓とある（見返し）（水野所蔵本による）。

書名；皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』（見返し）
 卷冊；三卷、三冊 26.0×17.5cm
 卷之一 4（序、附言、目録）、39丁、卷之二 1（題）、30丁、
 卷之三 2（題、目録）、24、2（跋等）丁
 題籤；陰陽方位便覧 年神煞説 一、陰陽方位便覧 年神煞六十局圖
 二、陰陽方位便覧 月神煞説三十六局圖 三
 著者等；日州 森重勝纂輯、弟重固校、波華 吉田徳謙閱
 発行年；文化十一（1814）甲戌歳龍辰刻成（奥付）
 発行所；京都 錢屋七郎兵衛、大坂 加賀屋善藏、江戸 須原屋茂兵衛
 蔵版；齊政館蔵梓（見返し）
 序跋等；①方位便覧序（菊坡安倍晴親）、②附言（文化癸酉（文化十年、
 1813）孟春 日州 森重勝謹識）、③跋（波華 吉田徳謙撰）

この本は文化十一年の十七年後、天保二年（1831）に補刻されているが、発行所に「大坂：河内屋吉兵衛」が追加されている。

（補刻本のデータ）

書名；皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』（見返し）
 発行年；文化十一甲戌歳（1814）龍辰刻成、天保第二辛卯歳（1831）朱
 字補刻（奥付）
 発行所；京都 錢屋七郎兵衛、大坂 加賀屋善藏、同 河内屋吉兵衛、
 江戸 須原屋茂兵衛

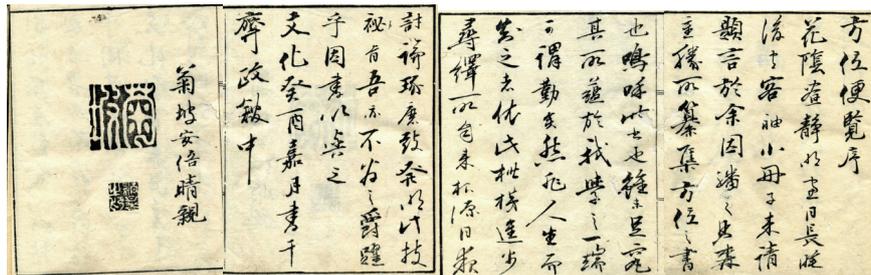


図14；『陰陽方位便覧』の「方位便覧序」、最後に「菊坡安倍晴親」とある（水野所蔵本による）。

吉田徳謙は跋のなかで、『協紀辨方』、『五要奇書』などは陰陽の明鑑であるけれども、習得することは難しく、読むこともまた難しい」とし、「だからこれらを和訳し、図解してわかりやすく解説し、名づけて『方位便覧』とし、陰陽のありかたを教示した」としている。²⁷

このように齊政館では、天文、暦法の翻刻は小島好謙・鈴木世孝、陰陽書の翻刻と日本独自の陰陽書の著述は吉田徳謙と森重勝が行っており、それぞれの分野での専門家が翻刻、著述にあたっていたことがうかがえる。

吉田徳謙はまた、齊政館蔵版として著述した『年中局方便覧図』の所蔵が「欧州所在日本古書総合目録」に掲載されている。²⁸

²⁶ 「附録」資料7 森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』序（安倍晴親）参照。

²⁷ 「附録」資料8 森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』序（吉田徳謙）参照。

²⁸ 国文学研究資料館 電子資料館 (http://www.nijl.ac.jp/contents/d_library/index.html) にあるコー

また、大阪図書出版業組合『享保以後大阪出版書籍目録』（清文堂出版 1936）に吉田徳謙の書として、第一に戊寅『局方便覽』の出願と許可があり、次に『年中局方便覽』再願がでてゐる。最初の出願されたほうは、戊寅『局方便覽』（文政元年の干支は戊寅）であり、一年の局圖とその吉凶を示した書であつたと考えられる。再願は、毎年のように局圖と吉凶などは変わるけれども形式は変わらないので、この本について毎年に出願せずすむようとりはかっていたかといふこと、本屋行司、版元の連署で、惣年寄に宛てたものとある。これらは先の『年中局方便覽図』に関係したものと推定される。蔵版主は、著者である吉田徳謙本人とされてゐるが、これが齊政館蔵版として出版された可能性もあろう。

書名；『年中局方便覽図』（序題）
 卷冊；一卷一冊
 題簽；明改 年中局方便覽図全
 著者等；吉田徳謙（目録は「徳」）
 発行年；刊記 文化十四丁丑年（1817） 旧蠟 齊政館御蔵梓 御支配所吉田徳謙
 発行所；京都 銭屋七郎兵衛、江戸 須原屋茂兵衛、大阪、藤屋弥兵衛、藤屋善七、河内屋伊八、敦賀屋九兵衛
 蔵版；齊政館御蔵梓（刊記）、齊政館御蔵板目録（奥付）
 序跋等；①序 年中局方便覽図図例 文化丁丑
 所属図書館；ベルギー / B / UCL / 37B21
 （「欧州所在日本古書総合目録」による。序文を記した人名、他に跋などの有無も不明。目録では「斎政館」と記されていたが、「齊政館」に訂正。）

書名；戊寅『局方便覽』 一冊
 作者；吉田徳謙（立賣堀一丁目）
 蔵板主；右同人
 賣弘；敦賀屋九兵衛（鋸屋町）
 出願；文化十五年（1818）二月
 許可；文政元年（1818）八月二日
 大阪図書出版業組合『享保以後大阪出版書籍目録』（清文堂出版 1936）p.223 参照。

書名；『年中局方便覽』 一冊
 作者；吉田徳謙（立賣堀一丁目）
 蔵板主；右同人
 賣弘；敦賀屋九兵衛（鋸屋町）
 再願；文政元年（1818）十一月
 前掲『享保以後大阪出版書籍目録』p.225 参照。

『享保以後大阪出版書籍目録』によれば、文政五年（1822）に吉田徳謙の著書として『八宅明鏡便覽』も出版許可されている。²⁹

書名；家相必用『八宅明鏡便覽』一冊 折本
 作者；吉田徳謙（権右衛門町）
 板元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）
 出願；文政五年（1822）三月
 許可；文政五年七月十六日
 前掲『享保以後大阪出版書籍目録』p.234 参照。

ニッキー版「欧州所在日本古書総合目録」を参照した。ベルギーの図書館所蔵とされる『年中局方便覽図』については後日、あらためて調査をしたい。

²⁹ この書に関しては、現段階では国公立図書館、大学図書館などの所蔵はみあたらなかった。

第二の皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』出版

先の『陰陽方位便覧』は晴親の時代、文化十一年（1814）に刊行された。一方、晴雄の時代、これとは別な『陰陽方位便覧』が刊行された。慶應元年（1865）発行とあるが、序文の記載年（1854）から推定すると、それ以前にも発行されていた可能性が高い。この『陰陽方位便覧』は、見返しに「皇和司天家鑒本」と記されているが、「齊政館蔵版」という記載はない。³⁰



図15：白井為賀纂輯、福田復徳本閱『陰陽方位便覧』、上部には「皇和司天家鑒本」とある(水野所蔵本による)。

書名：皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』（見返し）

別題：方鑒輯要（自叙、目録等による）

巻冊：三巻三冊 26.0×18.0cm

巻之上 8（序、自叙、凡例、目録）、35丁、巻之中 36丁、巻之下 41丁

題簽：陰陽方位便覧 年神煞説 一、陰陽方位便覧 年神煞六十局圖 二、陰陽方位便覧 月神煞説三十六局圖 三

著者等：攝都 白井為賀纂輯、男 為政校、福田復徳本閱

発行年：慶應紀元（1865）九月改刻（奥付）

発行所：京都 著屋宗八、大坂 加賀屋善蔵、同 網屋茂兵衛、同 伊丹屋善兵衛、同 河内屋喜兵衛、同 同吉兵衛、同 同源七郎

蔵版：京坂書林 五書堂蔵（見返し）

序跋等：①序（司天官内 金塘福田復徳本撰）、②序（嘉永七年甲寅（1854）秋八月 司天臺内測量史 金塘福田復徳本撰）、③方鑒輯要自叙（白井為賀撰）

（上記データは水野所蔵本にもとづくが、題簽が一部欠落しており、大阪府立中之島図書館所蔵本で確認した。）

この後の『陰陽方位便覧』は、晴親の時代に刊行された前の『陰陽方位便覧』と題簽がまったく同じである。おそらく後の『陰陽方位便覧』は、最初の『陰陽方位便覧』にもとづいて構成されたものと推定される。一方、最初の『陰陽方位便覧』に比べると、『易』にもとづく河図、洛書を説明し、太陰太陽暦をもとに、どの方位に神殺があり、どの方位が吉凶であるかなど、誰でもわかるような解説を加え、さらに回転盤などを添付し、簡便に用いることができる構成となっている。先の書が主に初学の塾生を対象としていたのに対し、後の書は一般の庶民を対象として出版された書であったと考えられる。

この書には、白井為賀³¹纂輯、男為政校、福田復徳本閱とあり、和算家であり、土御門家の師範代であった福田金塘が序文と跋を記している。³²福田金塘は、弟の

³⁰ 齊政館蔵版本の出版は晴親の時代に集中している。

³¹ 白井為賀。白井氏、名は為賀、浪華の人にして、福田金塘の外舅。能く陰陽道に通じ、易学を以て名ありとし、著述として『陰陽方位便覧』が挙げられている。石田誠太郎『大阪人物誌』（臨川書店 1974）p. 793 参照。

³² 「附録」資料9、10 白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』序①②（福田復徳）参照。福田

理軒とともに和算家であった。和算の武田真元の真空塾に学び、土御門家の塾、齊政館に入門し、天保十四年に齊政館の師範代となった。³³齊政館の要職について金塘が『陰陽方位便覧』の本閲を行い、序文をふたつ、記している。序には「嘉永七（1854）年甲寅秋八月 司天台内測量史 金塘福田復徳本撰」とある。もうひとつの序には「白井為賀は外舅氏」とあり、金塘の妻の父であったと推定される。



図16：『陰陽方位便覧』のふたつの序。右図の序は、最後に嘉永七年甲寅（1854）秋八月 司天台内測量史 金塘福田復徳本撰とある。左図の序は、最後に司天官内 金塘福田復徳本撰（左）とあり、いずれの序も福田復徳が記したもので、ふたつの序を同じ人物が記すという珍しい形になっている（水野所蔵本による）。

ふたつの皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』の分析

ふたつの『陰陽方位便覧』の引用文献

皇和司天家鑒本として出版されたふたつの『陰陽方位便覧』では中国、日本の様々な陰陽書が引用されている。そうした引用書は、当時の土御門家の陰陽思想を学問研究するための書であったと考えられる。引用文献の一覧を挙げておきたい。

◎森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』の引用文献（カッコ内は引用数）

『協紀辨方書』（22）、『通徳類情』（19）、『曆林問答集』（10）、『五要奇書』（4）、

金塘は文化三年（1806）～安政五年（1858）没。福田氏、名は復、字は徳本、通称直之進、または美濃正、金塘、嘉當、貫通齋と号す。武田真元などの門に受けて天象曆数を修め、塾を今橋一丁目に開く。天保十四年（1843）司天台の師範代となり、名を美濃正と賜う。著書に『算學速成』、『算法雑解』、『算法道標』、『諸家算題』などがある。福田金塘については、石田誠太郎『大阪人物誌』（臨川書店 1974）、傳光寺の「司天生福田先生之碑」の碑文、渡辺孝蔵『順天百五十五年史』（順天学園 1989）pp.1-13、前掲 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上一通史 pp.386-389を参照。

³³ 同じく和算家であった小出兼政は土御門家に入門、研鑽して消長法を授けられて、これをもとに『丁酉元曆』十六巻をあらわし、土御門家に献上、天保五年（1834）齊政館の師範代準学頭となっている。小出兼政は寛政九年（1797）～慶応元年（1865）没。字は修喜、通称長十郎。関流日下誠に学ぶ。小出兼政については、前掲 渡辺孝蔵『順天百五十五年史』pp.10-16、前掲 渡辺敏夫『近世日本天文学史』上一通史 pp.354-355を参照。

『佐元直指』(4)、『郭氏元經』(3)、『時憲書』(3)、『通書』(3)、『拾芥抄』(3)、『三才發秘』(2)、『陽明按索』(2)がある。

引用がひとつのものは、『地理大全』(1)、『五行大義』(1)、『蠡海集』(1)、『五種秘竅』(1)、『靈城精義』(1)、『神樞經』(1)、『禁秘抄』(1)、『秘樞經』(1)、『子平命鑑』(1)、『武備志』(1)、『黄帝宅經』(1)、『楷字曆傳』(1)、『宗鏡』(1)、『三白寶海』(1)、『五行論』(1)、『左傳』(1)、『曆算全書』(1)がある。他に清の嘉慶六年時憲書(1801)、二月の曆と年神方位之凶の神殺などが記載。

◎白井為賀・福田福德『陰陽方位便覽』(カッコ内は引用数)

『協紀辨方書』(25)、『陽明按索』(14)、『神樞經』(7)、『郭氏元經』(6)、『三才發秘』(5)、『通徳類情』(4)、『三白寶海』(4)、『通書』(4)、『蠡海集』(3)、『五行論』(3)、『佐元直指』(3)『璇璣經』(2)がある。

引用がひとつのものは、『八宅明鏡』(1)、『考原』(1)、『綱鑑』(1)、『秘樞經』(1)、『曆例』(1)、『時憲書』(1)、『千金』(1)、『性理大全』(1)、『三命通會』(1)、『青囊元經』(1)がある。

他に『易』の河図・洛書などが記載。

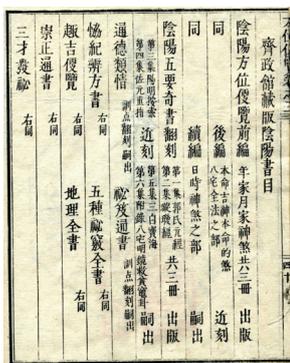
これらの引用文献から、土御門家の陰陽思想の学問研究の一端を知ることができよう。二つの書の引用文献をみると、『協紀辨方書』の引用が非常に多い。次いで『陰陽五要奇書』(『郭氏元經』、『璇璣經』、『三白寶海』、『陽明按索』、『佐元直指』、『八宅明鏡』などの個別の各書名も含めて)の引用、『通徳類情』が多い。また、『三才發秘』や『蠡海集』の引用も目立つ。他の陰陽書としては『五種秘竅』の名がある。

森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覽』は引用書が多岐にわたっている。『武備志』、『曆算全書』、『黄帝宅經』、『地理大全』などの書名もあり、幅広い書籍にもとづく陰陽思想の学問研究を行われていたことがうかがえる。日本の陰陽書としては『曆林問答集』が多く引用されており、陰陽書として重要とされた書のひとつであったと推定される。他には鎌倉後期に成立した『拾芥抄』などが挙げられる。

加えて、森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覽』には、齊政館蔵版陰陽書目が一覧で掲載されている。『陰陽方位便覽』と『陰陽五要奇書』の翻刻として『郭氏元經』、『璇璣經』の出版が記され、今後の齊政館蔵版として出版予定として以下の書が挙げられている。

まず、『陰陽方位便覽』の後編・続編の出版が予定され、翻刻予定の陰陽書としては『陰陽五要奇書』の残りの四集、『通徳類情』、『秘笈通書』、『協紀辨方書』、『五

種祕竅全書』、『趣吉便覧』、『地理全書』³⁴、『崇正通書』、『三才發秘』の出版予定が記されている。陰陽書目に挙げられた書は齊政館の陰陽思想の学問研究の書として重視されていたものであり、主に塾生などの陰陽思想を学問研究する者を対象として、翻刻出版が予定されたものであったと考えられる。³⁵



齊政館蔵版陰陽書目

『陰陽方位便覧』前編 年家月家神煞共三冊 出版
 同 後編 本命吉神本命的煞 八宅全法之部 近刻
 同 續編 日時神煞之部 嗣出
 『陰陽五要奇書』翻刻 第一集 郭氏元經 第二集 璇璣經 共三冊 出版
 第三集 陽明按索 第四集 佐元直指 近刻 第五集 三白寶海
 第六集附録 八宅明鏡救貧竈卦 嗣出
 通徳類情 訓点翻刻 嗣出 祕笈通書 訓点 翻刻嗣出
 協紀辨方書 訓点翻刻 嗣出 五種祕竅全書 訓点翻刻 嗣出
 趣吉便覧 訓点翻刻 嗣出 地理全書 訓点翻刻 嗣出
 崇正通書 訓点翻刻 嗣出 三才發秘 訓点翻刻 嗣出

図 17：森重勝纂輯、弟重固校、吉田徳謙閱『陰陽方位便覧』の齊政館蔵版陰陽書目には、出版された陰陽書、出版予定の陰陽書が記されている（水野所蔵本による）。

『陰陽方位便覧』の引用文献の引用数、「齊政館蔵版陰陽書目」で翻刻及びその予定の陰陽書のなかから、土御門家の陰陽思想研究のなかで特に重視されていたと推定される陰陽書とその概要を記しておきたい。

① 『協紀辨方書』³⁶

『欽定協紀辨方書』三十六巻は清 允禄等奉勅撰、乾隆六年（1741）刊本（国立国会図書館所蔵目録による）。『四庫全書』の子部、術數類に『欽定協紀辨方書』が所収されている（文津閣『四庫全書』商務印書館四庫全書出版工作委員會編（商務印書館 2005）の子部、術數類の第二六九冊所収）。

『協紀辨方書』は①本原、②義例、③立成、④宜忌、⑤用事、⑥公規、⑦神殺表（年月日表）、⑧附録、⑨辨譌などで構成されている。

³⁴ 『明史』卷九十八 藝文志、五行類に『地理全書』五十一巻がある。

³⁵ これら陰陽書目として翻刻予定に挙げられた書は中国では主として術數書に分類されている。『清史稿』卷一四七、藝文志には、術數類として數學、占候、相宅相墓、占卜、相書命書、陰陽五行、雜技などの屬が挙げられている。術數書の分類については、川原秀城『中国の科学思想』（創文社 1996）pp. 54-79 が参考となる。陰陽書目に挙げられた翻刻予定の書が齊政館蔵版として実際に出版されたことを示す資料や文献はいままでのところ、みあたらない。

³⁶ 『協紀辨方書』については、三浦國雄『術數書の基礎的文獻学的研究』（平成 17～18 年度科学研究費補助金（基礎研究（C））研究成果報告書）pp. 137-138 にその概要が記されている。また、明・清代の「通書」についても解説がなされている。

『陰陽方位便覧』には『神樞經』、『通書』などの書の引用があるが、『協紀辨方書』にその引用記載がみられ、おそらくこれらは『協紀辨方書』からの引用であったと考えられる。それらを含めると『協紀辨方書』の引用が非常に多いことがわかる。土御門家における陰陽思想の学問研究のなかで、重要とされた書と推定される。

『清史稿』巻一四七、藝文志の術數類、陰陽五行の屬には『協紀辨方書』三十六卷（乾隆四年（1739））、莊親王允禄等奉勅撰）とある。

唐船からの輸入に関しては、寅拾番船持渡書（入港 天明二年（1782））によれば、『欽定協紀辨方書』同四套二十本（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 419）、「商船載來書目」の安永九庚子年（1780）に『欽定協紀辨方書』一部四套（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 718）とある。

また、落札帳にもいくつか記載がみられ、たとえば、天保十五年（1844）辰式番割では、『協紀辨方』式部 四堂各六冊が六十六匁五分（安田や）で落札されたとされる記載がある（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 608）。

『享保以後大阪出版書籍目録』には、『協紀辨方書』二十四冊、小本、翻刻（清、乾隆帝御製）とあり、校合者；井上主殿（中船場町）、版元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化十四年（1817）三月、許可；文化十四年八月十九日とある（前掲 p. 220）。後述するが、同じ時期に、同じ版元、藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）で『陰陽五要奇書』所収の『陽明按索』、『佐元直指』、『三白寶海』、『八宅明鏡』が出版出願され、同八月十九日に許可がでていいる。このように、いくつかの陰陽書がある時期にまとめて、版元、藤屋彌兵衛から出願申請、許可がなされている。

②『通徳類情』

『通徳類情』は十三卷 沈重華輯 乾隆辛卯（三十六年、1771）序刊。『通徳類情』には、文華堂藏板 合四冊本（国立国会図書館所蔵目録による）、事守堂藏板 一帙八冊（東京大学東洋文化研究所所蔵目録による）、千頃堂書局 十冊本（国際日本文化センター所蔵目録による）などがある。

凡例によれば、『通徳類情』は①理數源流、②神殺考辨（年神、月神、日神、時神）、③神殺表（年神、月神、日神、時神）、④造命發微、⑤日用宜忌、⑥關偽の六集に分類されるとある。また、『通徳類情』は『協紀辨方書』で説明している神殺を図表化して解説しており、『陰陽方位便覧』の図表類も、これらを参考にしたと考えられる。

「商船載來書目」によれば、安永六丁酉年（1777）に『通徳類情』一部一套（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 691）とある。中国における発刊が乾隆辛卯（三十六年、1771）であるとするれば、それから六年後に日本に入っていることになる。落札帳によれば、たとえば、天保十四年（1844）卯臨時拂では、

『通徳類情』式部 壺堂八冊」が四十五匁六分（長ヲカ）で落札（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 609）されている。

③『三才發秘』

『三才發秘』は天部二巻 地部三巻 人部四巻の計九巻、十冊、清 陳雯（陳畊山）撰、清 陳昌賢輯である（国立国会図書館の所蔵目録による）。

また、『三才發秘』九巻、清 陳雯撰（清 康熙三十六年（1697））徳星堂刻本がある（北京大学図書館、上海図書館の所蔵目録による）。

陳晋錫の叙は「康熙三十四年（1695）に書す」とされ、陳雯の自叙には「康熙三十六年（1697）に識す」とある。本の題名にもある三才は天地人を示している。天部では、黄道・赤道図、二十八宿の図などを挙げながら天文について解説している。地部では地理を論じ、地理風水の用語説明や居宅の吉凶を占断する陽宅に関する論を解説している。人部では祿命、人の年月日時の干支をもとに占断する法と、数学、『易』の河図、洛書、『易』卦をもとに数について論及している。

『三才發秘』の特徴のひとつは、年の干支が変わるときを冬至（子）基準としていることにある。通例、占事に用いる場合、一年の干支が変わるときは立春とされていた。冬至年初か、立春年初か、この違いは大きな意味を持つ。ある人の祿命（あるいは推命）を判断する際、八字の年柱の干支が前年か明年かによって違うことで、（年月日時）命式が大きく異なるからである。また、方位の吉凶も大きく異なることになる。『三才發秘』は、年干支は冬至をその変わり目と設定した。森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覽』では、立春を年干支が変わるとしている。

「商船載來書目」元禄十二年（1699）己卯項には「『三才發秘』一部八本」とある（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 713）。この年は『三才發秘』陳雯の自叙に記された康熙三十六年（1697）の二年後であり、清で出版されてまもなく、日本にもたらされたと考えられる。

『三才發秘』元禄十二年（1699）卯四番船持渡では「一部墨消の上、差返し」とあり、貞享二年（1685）以後の禁止書のリストにあった。禁止書のなかには、『天經或問後集』（貞享四年（1687）卯二十一番船持渡）もあった。そうした貞享以後の厳しい禁制も、徳川吉宗の享保五年（1720）の発令でキリスト教義を説くもの以外は禁がゆるめられ、『三才發秘』も禁をとかれた（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』pp. 32～46）。

④『陰陽五要奇書』

この書の詳細は先に挙げた。「商船載來書目」寛政六甲寅年（1794）の項に、『陰

陽五要奇書』一部一套」の記載がある（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 661）。また、未七番唐船持渡別段賣（文化八年（1811））に『陰陽五要奇書』壹部一套」の記載がある（前掲 大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』p. 426）。

また、『選擇叢書集要』五種二十八卷 明江之棟輯 明崇禎五年（1632）尚白齋刻本として、『元經』十卷 晋 郭璞撰 趙載注、『尅擇璇璣經集注』一卷 晋 趙載撰 明 吳公遂輯、『陽明按索』五卷 明 陳復心撰 陳漢卿補注、『佐玄直指圖解』九卷 明 劉基撰、『陰陽寶海三元玉鏡奇書』三卷 元 釋幕講撰がある（（翁連溪編校『中國古籍善本總目』（綫裝書局 2005）第三冊 子部と上海図書館所蔵目録による））。

前掲『享保以後大阪出版書籍目録』（p. 199）では、『陰陽五要奇書』初編二冊、元經之部、校者；井上主殿（中船場町）、版元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化七年（1810）十一月、許可；文化八年（1811）三月二十六日とある。

『陰陽五要奇書』の他の集においても、前掲『享保以後大阪出版書籍目録』（p. 220）には、出願と許可の記録がある。

- ・『陰陽五要奇書』内『陽明按索』翻刻一冊、作者；明 陳復心、版元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化十四年（1817）三月、許可；文化十四年八月十九日。
- ・『佐元直指』翻刻一冊、作者；明 劉伯温、板元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化十四年三月、許可；文化十四年八月十九日。
- ・『三白寶海』翻刻一冊、作者；元 幕講、板元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化十四年三月、許可；文化十四年八月十九日。
- ・『八宅明鏡』翻刻二冊、作者；元 幕講、板元；藤屋彌兵衛（高麗橋一丁目）、出願；文化十四年三月、許可；文化十四年八月十九日（作者は誤りであろう）。

⑤ 『蠡海集』

『蠡海集』一卷は宋 王達撰で、『稗海』明 商濬輯 萬曆中 會稽商氏半塾堂 刊本 第三套に所収されている（京都大学人文科学研究所所蔵目録による）。

『蠡海集』は八項目（天文類、地理類、人身類、庶物類、曆数類、氣候類、鬼神類、事義類）が論じられ、文章分量は非常に短い。天文類では雲、霜、雪などや風、地理類では潮、地、水などを述べており、主に自然現象に関する解釈を述べている。人身類では五臓、夢についての解釈が述べられている。

これは翻刻されており、『蠡海集』一卷 宋 王達撰、明商濬校、正保二年（1645）霜月吉日、二条通鶴屋町書舎仁左衛門新刊として刊行された（水野所蔵本による）。

⑥『五種秘竅』

『五種秘竅全書』については、明 甘霖撰 明 梁廷棟輯 清刊 至善堂藏板 十一冊があり、第一冊 選擇天星秘竅、第二至四冊 考驗通書法竅秘訣 三卷、第五、六冊 甘氏奇門一得 二卷、第七、八冊 選擇地理秘竅、第九至十一冊 羅經秘竅 十卷 附新鐫唐氏壽域 清 王福賢撰附となっている(国立国会図書館所蔵目録による)。また、『五種秘竅全書』十七卷附一卷 明甘霖撰 明唐鯉耀文林閣刻本として、選擇通書秘竅 三卷、奇門遁甲秘要 二卷、天星秘竅圖書 一卷、地理秘竅一卷、羅經秘竅圖書十卷 附新鐫唐氏壽域一卷 明 王福賢撰がある(翁連溪編校『中國古籍善本總目』(綾装書局 2005)の第三冊 子部 術數類と中国科学院図書館所蔵目録による)。

⑦『諏吉便覽』

『陰陽書目』にある『趣吉便覽』は『諏吉便覽』のことであろう。『清史稿』卷一四七、藝文志、術數類、陰陽五行之屬には、『諏吉便覽』二卷 兪榮寬撰とある。

『諏吉便覽』一卷、清 兪榮寬撰、清 陸理問校、嘉慶二年(1797)がある(国立国会図書館所蔵目録による)。

この書は翻刻されており、『諏吉便覽』二卷、卷末に「諏吉便覽指南」前田東齋著として解説が記され、文化十三年(1816)刊行されている(見返し、水野所蔵本による)。『諏吉便覽』序(費淳、嘉慶丁巳(二年 1797))によれば、この書は『協紀辨方書』にもとづいているが、その煩雑な内容を簡潔に解説し、携帯に便利なように小冊子にまとめたものとしている。凡例によれば、立春をあらたな年の始まり(干支)とし、時憲書をみてから、この書の図を対照して用いよとしている。

⑧『曆林問答集』

応永二十一年(1414)、賀茂在方が著した書が『曆林問答集』³⁷とされる。大將軍、歳破、歳徳など、『陰陽方位便覽』で挙げられている神殺も記されている。

この書は江戸時代に塙保己一がまとめた『群書類従』(刊行 1779、続編は 1822 完成)におさめられている。江戸時代、『曆林問答集』二卷二冊上下 賀茂保憲撰(見返し)、発行者;京都 林伊兵衛、大坂 浅井吉兵衛、江戸 前川六左衛門(奥付)、発行年;文化八年(1811)、序;應永甲午孟春日正儀太夫司曆博士 賀茂在方書として刊行された(九州大学附属図書館所蔵目録、国立国会図書館所蔵目録による)。

³⁷ 『曆林問答集』については、中村璋八『日本陰陽道書の研究』増補版(汲古書院 2000) pp. 331-399 に詳しい。

ふたつの『陰陽方位便覧』出版の意味

晴親の時代、土御門家では齊政館の私塾を通じ、儒学、『易』、天文、暦法の学問研究、陰陽思想などの学問研究を行っていた。そうした塾生達を中心とした陰陽思想の学問研究のために、齊政館蔵版として『陰陽五要奇書』が翻刻刊行された。晴親はみづから『陰陽五要奇書』、『通徳類情』を塾生に講説していたが、齊政館蔵版陰陽書目として、『陰陽五要奇書』の残り三集、『協紀辨方書』、『通徳類情』、『三才発秘』などの翻刻を予定していた。さらに、数々の新旧の陰陽書などをもとにして、それらに記載される神殺などを図でわかりやすく示した日本独自の陰陽書、『陰陽方位便覧』が齊政館蔵版として刊行した。晴親はこうした出版を通じ、齊政館の陰陽思想の学問研究を、齊政館の塾生を含めた、陰陽思想を学ぶ者達に向けて発信、普及する狙いがあったと考えられる。

息子、晴雄の時代になると、先に出版された『陰陽方位便覧』の内容を踏襲し、簡潔にわかりやすい解説を加え、日常的に使いやすい形にし、あらたな皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』を刊行した。その内容をみると、前の書は読者対象を主に塾生を中心とし、主に陰陽思想を研究する者を対象としていたのに対し、後の書は一般庶民を対象としたものであったと考えられる。

ふたつの『陰陽方位便覧』の出版は、それを通して土御門家における陰陽思想の学問研究を世の人々に広め、浸透させることで、世の人々の賛同を得る狙いがあったと考えられる。ことに、後者の『陰陽方位便覧』については慶應元年、幕末に出版されており、幕府体制の揺れ、太陽暦採用の動きなどの暦法を含めた西洋化が急速に押し寄せていく状況のなかで、その対極に位置し、その対抗勢力とされたであろう土御門家の生き残り戦略のひとつであったと考えられる。

白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』明治以降における出版

白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』は明治から昭和にかけて再刻、改刻、補刻など、さまざまな形で出版された。

まず、『陰陽方位便覧』は同じ慶應紀元と記された発行年で、「大阪書林 花井聚文堂蔵」のものが出版された。見返しの書名上部に記された「皇和司天家鑒本」の記載がなくなり、題簽も数字だけになり、見返しには再刻『陰陽方位便覧』（覽が覽になっている）と記されている。本文など体裁はすべて、「京坂書林 五書堂蔵」と同じであり、基本的には同じ版木が用いられたものと考えられる。

おそらくは慶応年間中になんらかの理由で、蔵版が「花井聚文堂」に移行されたものと推定される。先に挙げた「京坂書林 五書堂蔵」の発行所のひとつとして記されていた大阪 河内屋卯助が、再刻本、「花井聚文堂」蔵版では、大阪 河内屋源七

郎にかわっている。そして、再刻「大阪書林 花井聚文堂蔵」は明治時代にもあらたに再版されている。内容は同じであるが、奥付の発行所のところに「諸國弘通書肆」とあり、地域とあらたな書店名があげられている。



書名；再刻『陰陽方位便覧』（見返し）

題簽；陰陽方位便覧 上、陰陽方位便覧 中、陰陽方位便覧 下
発行年；慶應紀元（1865）九月改刻（奥付）

発行所；京都 蒼屋宗八、大坂 加賀屋善蔵、同 網屋茂兵衛、同 伊丹屋善兵衛、同 河内屋喜兵衛、同 同吉兵衛、同 同卯助

蔵版；大阪書林 花井聚文堂蔵（見返し）

書名；再刻『陰陽方位便覧』（見返し）

発行所；諸國弘通書肆

東京日本橋 北島茂兵衛、同 稲田佐兵衛、同 岡島支店、西京三條 村上勘兵衛、同 大谷仁兵衛、同寺町 佐々木惣四郎、尾州名古屋 片野東四郎、江州大津 澤宗治郎、紀州和歌山 平井文助、播州姫路 本莊輔二、備前岡山 森禎蔵、讃岐高松 亀友又吉、防州山口 宮川臣吉、長州豊浦 村谷傳三郎、薩州鹿児島 吉田幸兵衛、大阪本町 岡島真七

発行年；明治以降

図18：『陰陽方位便覧』の序、最後に司天官内 金塘福田復徳本撰（左）とあり、もうひとつの序、最後に嘉永七年甲寅（安政元年、1854）秋八月 司天臺内測量史 金塘福田復徳本撰とある（水野所蔵本による）。

この『陰陽方位便覧』とは別に、明治二十三年（1890）、松浦琴鶴増訂、訂正増補『陰陽方位便覧』として出版された。江戸時代の家相師であった松浦琴鶴³⁸の孫が訂正増補をしたが、出版に至った経緯を「自序」にこう述べている。

『陰陽方位便覧』は世のなかに流布し、用いる者も少なくなかった。ただし、時代を経るにつれて文字の不明などを生じ、かつ文中でとりあげられているのが下元³⁹の例で上元である現在にあわず、また、記載の漏れなど修正する必要がでてきた。そこで、日進堂の主人が改刻して出版することを志し、その協力を得るために白井為賀の子孫を探したが、絶家していたことが判明した。伝え聞くとところによると、白井為賀は松浦琴鶴と懇親の仲とされており、この書が廃れることを憂い、松浦琴鶴の孫である私が訂正増補をするに至った」としている。⁴⁰

『陰陽方位便覧』は明治以降も、人々が関心を持っており、出版ニーズが非常に高かったことがうかがえる。また、松浦琴鶴は江戸時代の家相師として名の知られ

³⁸ 松浦琴鶴。名は純逸、琴鶴と稱し、別に観濤閣^{かんとうかく}と號す。浪華の人。『家相一覽』、『家相秘傳集』、『方鑑圖解』、『方鑑秘傳集』など家相に関する著述がある。（石田誠太郎『大阪人物誌』臨川書店 1974）p. 579。

³⁹ 当時、一元六〇年、三元一八〇年をひとつのサイクルとして考えられた。江戸時代頃の三元は、上元は貞享元年（1684）甲子一白、中元 延享元年（1744）甲子四緑、下元 文化元年（1804）甲子七赤であった。元治元年（1864）甲子一白より明治時代の六十年は上元であたっていた。

⁴⁰ 「附録」資料11 訂正増補『陰陽方位便覧』自序（三葉 松浦琴鶴（松浦琴鶴の孫 松浦萬治郎）参照）。

た人物であり、白井為賀がこうした家相師との交流があったことがうかがえる。おそらくこの書は江戸時代の家相師達にも読まれていた書だったのであろう。



図19；松浦琴鶴増訂、訂正増補『陰陽方位便覧』（見返し）とある（水野所蔵本による）

書名；訂正増補『陰陽方位便覧』（見返し）
 別題；方鑿輯要（自叙、目録等による）
 巻冊；三巻三冊 22.0×15.0 cm
 巻之上 9（序、自序、自叙、凡例、目録）、36丁、巻之中 36丁、巻之下 53丁
 題簽；破損のため不明
 著者等；白井為賀纂輯、松浦琴鶴増訂（奥付には、故人 白井為賀纂輯、訂正増補者 大阪市平民 松浦萬次郎とある）
 発行年；明治二十三年（1890）刻成、出版（奥付）
 発行者；大阪市平民 山中喜太郎
 蔵版；大阪書肆 二書堂發兌（見返し）
 序跋等；①序（司天官内 金塘福田復徳本撰）、②序（嘉永七年甲寅（1854）秋八月 司天臺内測量史 金塘福田復徳本撰）、③自序（時于明治二三年仲夏日 三葉 松浦琴鶴識）④方鑿輯要自叙（白井為賀撰）

また、訂正増補『陰陽方位便覧』が出版された四年後の明治二十七年には、「京都 風祥堂梓」、「交友會蔵版」で出版されている。内容は五書堂、花井聚文堂の刻版にそっているものの、丁から頁の体裁となり、本のサイズは小型化、図版類をまとめて掲載している。

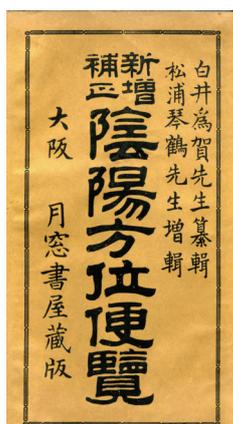


図20；『陰陽方位便覧』京都風祥堂梓（見返し）とある（水野所蔵本による）

書名；『陰陽方位便覧』（見返し）
 別題；方鑿輯要（自叙、目録等による）
 巻冊；三巻三冊 巻之上、巻之中、巻之下 17.5×12.0 cm
 巻之上 2（序）、45頁（凡例、自叙、目録を含む）、巻之中 30頁、巻之下 34頁
 題簽；陰陽方位便覧 上、陰陽方位便覧 中、陰陽方位便覧 下
 著者；白井為賀纂輯、男 為政校、福田復徳本閱
 発行年；明治二十七年（1894）印刷、翻刻（奥付）
 発行者；京都市 中村浅吉（翻刻、印刷兼発行者とある）
 販売所；京都市 風月庄左衛門、名古屋市：片野東四郎、名古屋市 川瀬代助、名古屋市 星野松次郎（他、大賣捌所として47店が記載）
 蔵版；交友會蔵版（奥付）、京都 風祥堂梓（見返し）
 序跋等；①序（司天官内 金塘福田復徳本撰）、②序（嘉永七年甲寅（1854）秋八月 司天臺内測量史 金塘福田復徳本撰）、③方鑿輯要自叙（白井為賀撰）

『陰陽方位便覧』はさらに、明治二十七年、これとは別に出版された。

これに関しては、原本にはなかった内容（家相図など）を付加したものとなっているが、これは、明治二十七年から昭和五年にかけて版を重ねている（七版）。先の訂正増補『陰陽方位便覧』、新增補正『陰陽方位便覧』はいずれも発行者が大阪であることから、大阪ではこの書に関する需要、関心が特に高かったものと考えられる。



書名；新増補正『陰陽方位便覽』（見返し）
 別題；方鑿輯要（自叙、目録等による）
 卷冊；三卷二冊 折本 18.0×10.0cm
 卷之上 9（序、自序、自叙、凡例、目録）、73頁（実際は75頁）、
 卷之中 58頁、卷之下 38頁（各巻いずれも頁数にダブリなどがあるため、あらたに頁数を算定）
 題簽；新増補正 陰陽方位便覽 上巻、陰陽方位便覽 中巻 下巻
 著者等；白井為賀纂輯、松浦琴鶴増輯（奥付には原纂輯 白井為賀、新増補正 著作者 松浦琴鶴とある）
 発行年；明治二十七年（1894）印刷、発行（奥付）、昭和五年（1930）第七版印刷、発行
 発行者；大阪市 此村欽英堂
 蔵版；大阪 月窓書屋蔵版（見返し）
 序跋等；①序（司天台内 金塘福田復徳本撰）、②序（嘉永七年甲寅（安政元年、1854）秋八月 司天台内測量史 金塘福田復徳本撰）、③方鑿輯要自叙（白井為賀撰）

図2 1；新増補正『陰陽方位便覽』大阪 月窓書屋蔵版（見返し）とある（水野所蔵本による）上記のデータは昭和五年の七版のものである。水野所蔵本による）

『陰陽方位便覽』と江戸時代の生活百科全書、「大雑書」との共通性

『陰陽方位便覽』と同様、江戸時代の書で、明治以降、昭和に至るまで、出版され続けた書に「大雑書」がある。「大雑書」は寛永の頃に暦注を中心として構成された書であり、江戸末期には仏教の三世相、民間伝承も記され、庶民の生活百科全書として『節用集』と同様、日常的な生活の指標として用いられた。⁴¹

「大雑書」や『陰陽方位便覽』は立春を春の始まり、立春を基準とし、立春前後を元旦とする太陰太陽暦にもとづいて構成されていた。太陰太陽暦は中国でつくられ、日本にも伝播したが、東アジアの気候や自然環境・地理、農耕にもとづいて構築された暦であった。この暦を土台とし、千年以上の時間をかけて、季節ごとの暮らしかた、歳時や年中行事が構築され、年、月、日、刻に八方中央に巡る神殺と吉凶の思考も構築された。そして江戸時代、庶民は暦にもとづく『陰陽方位便覽』、「大雑書」に記された神殺と吉凶などを日常生活の判断の指標としたのであった。

明治六年（1873）の太陽暦が施行されたが、それ以降も庶民は『陰陽方位便覽』や「大雑書」の出版を求めた。このことは、太陰太陽暦にもとづくこれらの書が、庶民生活の判断指標として活用され続けたことを示すものであろう。これはまた、明治以降の太陰太陽暦廃止、太陽暦採用を含め、社会全体の急激な変化と関係して

⁴¹ 国立国会図書館の新城文庫（新城新蔵博士の収集した天文学、暦学関係書）には七十冊程の様々な江戸本「大雑書」（一部刊年不明）の蔵書がある。「大雑書」の解説は橋本萬平・小池淳一『寛永九年版 大ざつしよ』（岩田書院 1996）pp.147-214を参照した。橋本萬平は、農業国である日本は、農民は季節の移り変りを知る為の暦は是非必要であったとし、暦には日取りを知る以外に多くの日の吉凶が書かれているが、庶民は暦にある日の吉凶によって生活を律する様になり、暦に記載されている事柄についての詳しい解釈を求めようになり、「大雑書」がつくられたとしている。前掲『寛永九年版 大ざつしよ』p.150。「大雑書」については、横山俊夫「大雑書考」（『人文学報』第86号 京都大学人文科学研究所 2002）が参考となる。

いると考えられる。この状況に対して、庶民の多くは江戸時代までの様々な制度の崩壊、家の衰退、家業の没落などへの危機感と不安を持ち、将来の方向性が見極められずにいたであろう。そうしたなか、庶民はこれまでのように、太陰太陽暦を基とした「大雑書」や『陰陽方位便覧』を自らの判断や決断を支える論拠とし、一日や一年の生活の指標とし、安定や継続をなすより處とし続けたと考えられよう。



右から

図22：天保新選、『永代大雑書萬曆大成』。天保年間版。

図23：『永曆大雑書大成』（見返し）。明治三十九年（1906）、大阪 千葉久榮堂發行（奥付）。

図24：『永代萬曆大雑書』（見返し）。明治三十四年（1901、辛丑）、著者兼発行者：舟橋唯之助、発賣元：大阪 矢島誠進堂書店（奥付）。明治戊戌（明治三十一年、1898）新刊（見返し）。図22～24は水野所蔵本より。



図25：『陰陽方位便覧』（花井聚文堂 明治版）には含まれていた資料の一部。「三宅撰」とあり、『陰陽方位便覧』の持ち主が、日取り選定の判断を三宅氏に依頼したものと考えられる。「繩準地上石居日取撰」とし、開始の吉日時が旧暦で記されている。依頼者は「戊午三十九歳、本命七赤金性」（安政5年、1858生れ）、「性は火性」とある。占日は「明治二十九年旧十一月吉日」（1896）とあり、すべて旧暦で記されている。水野所蔵資料による。

おわりに

江戸末期の土御門家、晴親の時代、齊政館では陰陽思想の学問研究がなされ、齊政館蔵版として日本独自の陰陽書、皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』が出版された。さらに晴雄の時代、別の皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』が出版された。

晴親、晴雄の時代は、土御門家の歴史のなかで、出版を通して、土御門家の陰陽思想に対する学問研究が陰陽思想を学ぶ者達、さらに一般の庶民へ伝播されていった時代であったと考える。明治六年（1873）太陽暦施行、急速に西洋近代化の動きが進んだ。安倍晴雄は明治二年（1869）に没し、まもなく千数百年にわたり陰陽頭、天文博士を輩出してきた土御門家の歴史は終わり、司天家の地位を失った。一方で、皇和司天家鑒本『陰陽方位便覧』は明治から昭和にかけて出版された。これが示す意味についてはさらに、明治前後の立春歳首の太陽暦採用の動き、中国大陸では太陰太陽暦（農曆）が太陽暦と併用される形で残されていた経緯と日本の経緯との比較など、暦法を巡る歴史的側面からも、詳しく考察したいと考える。

「附録」

資料1 土御門家の菩提寺（現在の京都 梅林寺）



左端の石碑には「土御門殿御菩提所梅林寺」とある。その右隣、左から晴親、晴雄、邦子の墓（水野撮影）。

資料2 森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』の各巻の項目と引用文献（カッコ内は丁数）

卷之一

1. 年家神殺之説（一丁）；

九宮とそこを年ごとにめぐる吉神と凶神。この書の九宮図（八方位と中宮）では、年ごとに巡る吉神を朱字、凶神を墨字で記す。新築や古家を壊すときは、この図をみて判断するとある。『協紀辨方書』に曰く、凡方道よろしからずして宅舎破壊し、捨置がたきことあるときハ、真太陽の時、天月徳并に合方、貴人、禄馬、天恩、天赦、母倉曾するの辰、或ハ各神出遊の日修営する妨なし。『三才發秘』曰く、凡修方ハ先前簷より、量て合居の後に至り、共に若干を計、六十丈のごときハ、則三十丈の處中宮なり。『協紀辨方書』に曰、彼が家にてハ吉と称し、此が家にてハ凶といふ。

年家神殺図においては、立春基準。新しい年の神殺図は、元旦ではなく立春から始まる（年内、年明け両方あり）。戊己（二十四山にはない）を火とすることから、戊己を忌むことは丙丁を忌む。『曆林問答集』に曰く、廿四山戊己なし。火生土のゆへに戊ハ丙に屬し、己ハ丁の方に屬す。

年月日を重んじる。方位は年を根本、月は枝葉、日と華茂として解釈。『通書』に曰、年の吉ハ月の吉なるにしかず。月の吉ハ日の吉なるに若ず。・・・

造作の忌む方は坐地と造作地の距離によって、忌む方位が異なる。二つの間が遠ければ、二つの間の方位、近ければ坐地からみた造作地の方位とその周辺を忌むとする。『佐元直指』に曰、凡造作忌方遠近同からず。

中宮とは、洛中は禁裏、国は城下、戦場は大將軍の陣、居宅は家主の居所におき、磁石で方位をはかる。『地理大全』に曰、京都ハ朝殿を正州とす。州郡ハ公厠をもって正とす。宅舎ハ中堂をもって中とす。

中宮に都天、五黄が巡るときは、造作をしてはならない。『五要奇書』に曰く、辰戌丑未の月ハ凶ことごとく中宮にあり。中宮切に修造すべからず。

自分の居か大將軍が巡る方位の修造は忌む、それ以外は居から四十五歩内は忌む。『拾芥抄』に曰、隣里修造する大將軍、旺相の方ハ、四十五歩の内を忌。但自身の修造ハ遠近を論せず、ことごとく忌なり。

2. 歳徳同合論（四丁）；歳徳、歳徳合はともに年の徳神で吉神。年の十干と干合の原理（甲己、乙庚、丙辛、丁壬、戊癸）にもとづいて構成。『通徳類情』に曰、歳徳ハ年中の徳なり。）
3. 三鏡論；日月星を三鏡神とする。
4. 歳禄論（五丁）；歳禄は年に巡る十干からみた十二支の臨官（十二運のひとつ）にあたる。臨官が巡る方位は修造に吉。『協紀辨方書』に曰、禄は十干臨官の方なり。）
5. 陽貴陰貴論（五丁）；陽貴人と陰貴人は先天、後天の坤位に関係した吉神で、年月の殺を制する。『蠡海集』に曰、貴人ハ陰陽の分あり。陽貴先天坤位に起り順行、陰貴後天坤位に起り逆行。）
6. 歳馬論（六丁）；歳馬は福禄吉慶、子孫、文章、貴頭をつかさどる吉神である。歳馬は十二支の三合（巳酉丑、申子辰、寅午戌、亥卯未）と関係し、たとえば、巳酉丑の巳の反対に位置する亥をもって、巳酉丑年の歳馬としている。『協紀辨方書』に曰く、寅を功曹とし、申を傳送とす、亥を天門とす、巳を地戸とす。『佐元直指』に曰、貴人禄馬ハよく凶殺を消化し、吉福を招きいだす。財善婚姻福禄乃吉慶子孫文章貴頭を主どるといへり。）

7. 太陽太陰福德龍德論 (六丁) ; 太陽、太陰、福德、龍徳の巡る方位は修造に吉とす。太陽はその年の支方 (太歳) のひとつ前の支方、太陰と福德は、太歳と歳破 (太歳の反対の支、子なら午) の間にある。龍徳は歳破のひとつまえの支方にあたる。 (『協紀辨方書』に曰、四利方ハ太陽、太陰、龍徳、福德是なり。) (『佐元直指』に曰、太陽太陰福德龍徳あるところの位、修造吉慶なり。)
8. 帝星論 (七丁)
9. 眞太陽論 (七丁) ; 太陽は天中至貴の神である。万物を発生、凶煞を制伏し、仁君の象であり、これが巡る方は、煞等の凶方も避け忌むことがなくなるとする。
眞太陽がいたる方位は、二十四節気にもとづくものであり、大吉神とする。たとえば、冬至小寒の節は眞太陽が丑宮にあり、丑に関係した方位 (丑方)、日時 (丑日、丑刻) を用いるとする。他の二十四節気も大寒、立春は子宮、雨水、驚蟄は亥宮、春分、清明は戌宮と続く。 (『三才發秘』に曰、星の吉なるもの、是を神といふ。星の凶なるもの、是を煞といふ。) (『協紀辨方書』に曰、修方ハ必太陽いたる方を用う。) (『五種秘竅』に曰、太陽ハ君主の象、萬病の祖、諸吉の宗とす。) (『五要奇書』に曰、太陽ハ陰陽を司撰し、神煞を主宰す、璇璣中第一の妙用とす。) (『通徳類情』に曰、時を取用う、最太陽を重ず。) (『曆林問答集』に曰、太陽直日ハ官と拝し、・・・)
(『協紀辨方書』に曰、方を修する者、必眞太陽いたる方を用べしといへり。)
10. 五星論 (十一丁) ; 各命 (生まれた年の干か) を五行に配して、干支の吉凶を述べている。
11. 四餘論 (十二丁) ; 四餘は吉神の紫炁、月孛、凶神の羅睺、計都をいう。このことは、『三才發秘』、『五要奇書』、『五種秘竅』に記されているとする。
12. 麒麟論 (十二丁) ; 麒麟星と天月徳が重なって巡る宮方位を用いて、移動、修改築、入宅、婚姻、出行、行軍をすることを吉とする。 (『佐元直指』に曰、麒麟星並に天月徳同宮に至るところ、一切の凶殺悉く厭倒す。)
13. 三元九星論 (十三丁) ; 『易』の八卦と中央で構成された九宮の九星のなかで、紫白、一白六白八白九紫を吉とする。 (『五要奇書』に曰、三元九星紫白を以て吉とす。其原は『黄帝遁甲經』にはじまる。八門のうち、休生景開を吉とす。故に、九星の中、一白六白八白九紫を吉とす。) (『拾芥抄』に陰陽權介安倍晴道云、大將軍、金神七殺方の事、三白九紫の方に當る時ハ忌なしといへり。) (『郭氏元經』に替宮を載す。) (『通徳類情』に曰、釣元寶海に九星の中、六忌を論ぜり。) (『通書』に曰、此方土を動かし修造を忌むといへり。) (『陽明按索』によれば月分三月のごときハ八方黒星となり、一も吉星なし。) (『靈城精義』に曰、地運推移事あって、天氣ことに従がふ。)
14. 六合三合論 (十五丁) ; 六合は丑一子、寅一亥、卯一戌、辰一酉、巳一申、午一未を示す。 (『神樞經』に曰、六合ハ日月合宿の辰なり。) 三合は火局三合、寅午戌、水は申子辰、金は巳酉丑、木は亥卯未であり、この方は婚姻、修造、万事吉とされる (『協紀辨方書』に曰、天月二徳皆三合の義を取る、定成の吉なり)。
15. 太歳論 (十六丁) ; 丑の年には丑というように、十二年で一巡する。吉神が巡る場合は吉となるが、凶事には一転して凶ともなるとされ、ことに出軍には凶とされる。 (『曆林問答集』に曰、太歳ハ歳星の精、天地の間を降て万物を觀察し、八方に臨見す。故に年の君と名く。是を慎めば保つ。是に逆バ亡ぶ。) (通徳類情に曰、禄馬貴人八節三奇九紫三白太陽太陰照臨すれば、大吉方となる。福を發すること大にして久遠なり。)
16. 太將軍論 (十七丁) ; 三年ごとに四方に坐し、その方位は万事に忌む大凶とされた。 (『通徳類情』に曰、大將軍は三年宰相の任あり。)
17. 歳破論 (十七丁) ; 歳破は太歳の沖の方位でこれを犯すと災禍があるとする。 (『通徳類情』に曰、歳破は太歳の沖する処の神なり。)
18. 都天論 (十八丁) ; 戊己の二殺を都天とする。 (『通徳類情』に曰、戊己ハ土に属す。)
19. 本命的殺論 (十八丁) ; 生まれた干支 (あるいは支) を本命的殺という。 (『佐元直指』に曰、本命的殺という事あり。) (『禁秘抄』に曰、順徳帝の御制、本命の日、必御精進あり。) (『曆林問答集』に人の本命を論ずといへり。)
20. 太陰論 (十九丁) ; 太歳の二辰前にあたる。 (『通徳類情』に曰、太陰ハ太歳の後妃なり。)
21. 歳刑論 (二十丁) ; 年の十二支から十番目あたる数、右廻りに数える場合と、左廻りに数える場合がある。 (『通徳類情』に曰、歳刑ハ極数なり。)
22. 三殺論 (二十丁) ; 三殺は歳殺、劫殺、災殺をいう。 (『協紀辨方書』に曰、太歳の下神の大なることの三殺を以て首とす。)
23. 黄幡論 (二十丁) ; 三合の墓にあたる。亥卯未なら未、寅午戌なら戌、巳酉丑なら丑、申子辰なら辰である。 (『通徳類情』に曰、黄幡ハ太歳三合の墓辰に居る土色を主る。ゆへ、その色黄なり。)
24. 豹尾論 (二十一丁) ; 黄幡の反対側 (対沖にいる) 十二支をさす。 (『通徳類情』に曰、豹尾ハ旌旗の象なり。)
25. 鬼門論 (二十一丁) ; 東北、丑寅艮にある方位で、忌む方位とされた。 (『五行大義』に曰、

- 鬼門百事此方を忌なり。)
26. 金神論 (二十一丁) ; 金気をおび、殺伐をつかさどるとされる。(『通徳類情』に曰、庚辛金に属す。天金神と稱す。)
 27. 死符病符論 (二十二丁) ; (『協紀辨方書』に曰、死符ハ是舊歳破とす。開山此を忌。病符ハ舊大歳とす。立向こと此を忌。)
 28. 浮天空亡論 (二十二丁) ; (『協紀辨方書』に曰、浮天空亡ハ年干絶命破軍の位山向、并に是を忌。又退財を主るなり。)
 29. 白虎論 (二十二丁) ; (『秘樞經』に曰、白虎ハ喪服の災を主どる。)
 30. 天罡論 (二十二丁) ; 大金神、姫金神ともいう。(『通書』に曰、天罡星ハ則、破軍星なり。)(『子平命鑑』に曰、五行天罡男女婚姻をなさざれ。)
 31. 旺相論 (二十五丁) ; 四季の旺盛な時節と関係している。(『曆林問答集』に曰、王相の方ハ百事に用べからず。)
 32. 土用論 (二十五丁) ; 四季の土用は土を動かすことを忌むとされた。(『時憲書』に曰、四季の土用ハ土を動かすこと勿れ。)
 33. 方除論 (二十五丁) ; 凶方位に造作、宅がえをするための方法を記す。(『通徳類情』に曰、凡方道なく止事を得ずして修作或ハ宅がへすることあらバ、宅を別所に避、作事畢を待て後、新宅に入る妨なし。)
 34. 神煞遊行論 (二十六丁) ; (具註曆并に時憲書に各神、出遊の日を撰す。)
 35. 曆稱名之説 (二十六丁) ; (『武備志』吉に進む、(『左傳』國の大事ハ祀と戎とに在といへり。)(『郭氏元經』に曰、凶を征服し吉慶に化する天道神の如きハなし。)(『通徳類情』曰、凡凶方を犯て崇りを蒙り、・・・)、(『黄帝宅經』に曰、凶殺を犯者ハ災あり。)(『通徳類情』曰、將軍を犯ものハ蠶室に報ず。)(『楷字曆傳』に曰く、日本朝曆名稱一ならず。)
 36. 皇和寶曆五年 (1755) 氣朔曆 (二十九丁)
この年の神煞などを挙げている (大歳、歳徳、太陰、大將軍、歳刑、歳殺、歳破、黄幡、豹尾、鬼門、金神)
 37. 太歳大淵獻歳次姫書 (三十一丁) ; (『曆林問答集』に曰、亥を大淵獻の年と名くなり。・・・)
 38. 正月斗柄建 (三十一丁) ; 北極星を不動の星として中心に据え、一太陽年で一周する北斗七星が黄昏時に位置する方位にもとづく。正月は北斗七星が寅方位にあることから建寅の月、十二月は丑方位にあることから建丑の月とした。(『曆林問答集』に曰、月建ハ北斗の指処、柄寅方に指とミテ歳首を定む。)
 39. 三鏡 (三十二丁) ; (『曆林問答集』に其方に向て百事をなす。吉なりといへり。)
 40. 四大吉時 (三十二丁) ; (『宗鏡』に曰、四大吉時又四大没時と名く。)(『協紀辨方書』に曰、最善なるもの也といへり。)
 41. 月将起例 (三十二丁)
 42. 二十八宿 (三十四丁) ; 二十八宿とは赤道に近い二十八の星座によって、天空を二十八分に分けたものである。二十八宿のうち、東西南北にそれぞれ七星座ずつが配置され、合計二十八の星座で構成されていた。それが東の青龍、西の白虎、南の朱雀、北の玄武の神であり、天上の靈獣であり、天の四方を護る神であった。(『曆林問答集』に曰、天の元氣ハ万物の精なり。)
 43. 十二直 (三十四丁) ; (『三白宝海』に曰、建ハ青龍とす。除ハ是明堂吉なり。・・・)
 44. 歳位歳前歳對後 (三十四丁) ; (『曆林問答集』に曰、歳位以下四種ハ皆、五行大歳の位を主る。)(『曆林問答集』に曰、木は陽位に居て東方、春を主る。・・・)
 45. 清の嘉慶六年 (一八〇一年、日本は享和元年)、時憲書の年神方位之圖 (太歳辛酉) と二月の曆 (三十五丁)
 46. 『七政曆』 清の康熙庚戌 (康熙九年、一六七〇年、日本は寛文十年) 七政曆の正月の干支、二十八宿の記載。
 47. 曆稱名之説 (三十八丁) ; (五星順逆遊輪のこと、『曆算全書』等に詳かなり。)(『拾芥抄』年中行事正月一日の條に七曜の御曆を奏すると載られたり。)

卷之二

九宮図というものがある。これは、『易』の河図・洛書にもとづいた数と色が配され、年や日ごとに八方位と中央の九宮を上元六〇年、中元六〇年、下元六〇年の計三元、一八〇年を周期とし、一定の法則で通行するとされた。中国では唐代の敦煌文書のなかに既に存在していた。

江戸時代の三元は、上元は貞享元年 (1684) 甲子一白から六十年、中元 延享元年 (1744) 甲子四緑から六十年、下元 文化元年 (1804) 甲子七赤から六十年であった。

卷之二では、年家神煞図として、この九宮図が記されている。最初の図は甲子年とあり、九宮図の中央に七赤とあり、六十年分の図が記されている。『陰陽方位便覽』は文化十一年 (1814) 発行であり、これは、その時代にあわせ、下元 文化元年 (1804) 甲子七赤からの

六十年分の九宮図を示したものとわかる。

卷之三

1. 月家三十六局（併神煞説）（一丁）；（『協紀辨方書』に曰、凡月令ハ權要の官也。）（『協紀辨方書』に曰、太陽ハ造福の主たりといへども一年一周天を我命の監視を輪廻すること、一年を待て僊に至る。）
2. 月家論（一丁）；（『五要奇書』に曰、月家凶煞ハ年家の凶煞より重し。）（『郭氏元經』に曰、俱に逐年を以せば、月建を起して吉神を尋ぬ。）
3. 天徳論（二丁）；天道は天徳である。
4. 天徳合論、月徳論、月徳合論（二丁）；天徳、月徳は吉神であり、十干の方位。に位置する。（『協紀辨方書』に曰、天徳、月徳ハ則月建三合の旺氣、蓋、日月照臨乃宮にて物を利し人を・・・）
5. 月空論（二丁）；（『協紀辨方書』に曰、月空ハ月徳對中吉慶の方なり。）
6. 月恩論（二丁）；五行の相生と關係して各月ごとに十干の位置に巡る。（『五行論』に曰、月恩ハ月建生ずる所の干なり。）
7. 生氣論（三丁）；月建は建寅の月なら寅方位にあり、建卯なら卯方位にある。生氣はその二つ前の十二支（建寅なら子方位）に配される。（『協紀辨方書』に曰、月建ハ月中の天子なり。生氣ハその後二辰に坐し・・・）
8. 金匱論（三丁）；たとえば建寅の月なら、寅の三合、寅午戌で旺にあたる午が金匱となる。（『通徳類情』に曰、金匱は月建三合帝旺の辰なり。）
9. 月馬論（三丁）；月ごとに、申巳寅亥が配されている。（『通徳類情』、歳馬條下を按づるに、『通書』にただ歳馬を載て、月日時馬に及ばず。）
10. 月禄論（四丁）；（『通徳類情』、歳馬條下を按づるに、『通書』にただ歳馬を載て、月日時馬に及ばず。）
11. 月陽貴論・月陰貴論（四丁）；（『通徳類情』、年神の條下に曰く、二貴の格ハ年月日時を合せて此を論ぜり。）
12. 月建論・月破論（四丁）；（『協紀辨方書』に曰、月建ハ坐すべし。向ふべからず。月破は向ふべし。）
13. 月厭論（五丁）；（『協紀辨方書』に曰、日・月厭ハ時憲書に載たり。）
14. 土公土符論（五丁）；（『協紀辨方書』に曰、土公土符ハ地神なり。）
15. 月三殺論（五丁）；（『通徳類情』に曰、三殺條下に云、三合五行當旺の冲なり。）
16. 月三元九星論
17. 小月建論（六丁）；（『協紀辨方書』に曰、小月建ハ則小兒殺なり。）
18. 大月建論（七丁）；（『協紀辨方書』に曰、大月建ハ子年正月良に起し・・・）
19. 解神論（七丁）；（『陽明按索』に曰、此方能く一切の凶殺を解く。）
20. 月家神殺圖（八丁）；寅申巳亥年（正月は中央に二黒）の正月からの十二ヶ月、また、それぞれ子午卯酉年（正月は中央に八白）、辰戌丑未年（正月は中央に五黄）の十二ヶ月、計三十六ヶ月の神殺圖を記す。

資料3 白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覽』における引用文献（カッコ内は丁数）

神殺については、資料2の『陰陽方位便覽』の記載と重なる部分もあるため、できるだけ項目と引用文献の記載にとどめた。実際の項目が目録と異なる場合は、実際の項目を優先させた。

卷之上

1. 河圖の圖説・洛書の圖説（一丁）；河圖・洛書の圖説の成立、構造を説明し、これらが天地の秘機、陰陽の樞要、萬法のよる本としている。（『通徳類情』に曰く、今、『協紀辨方』一書を閲て、始て吉凶神煞は悉く生剋制化を本としてこれを為ことを知る。）
2. 十干分陰陽の説（五丁）；干とは幹であり、十あり、四干（甲、丙、庚、壬）は陽、四干（乙、丁、辛、癸）は陰、戊は丙に属し、己は丁に属すとす。（『三才發秘』に曰く、天地の氣升るは則陽となし、降るは則陰となす、「これ則『三才發秘』に出る所の圖説なり。）
3. 十二支分陰陽の説（六丁）；支は枝であり、十二支があるとす、陰陽と数を配し、それを河圖に配している。
4. 天干五合の説（七丁）；十干の干合（たとえば、甲（木）己（土）が合うと、ともに土に化す、計五つの干合があり）の原理を説く。（『考原』に曰、五合ハ即五位相得て各合ことあるなり。）
5. 地支六合の説（八丁）；十二支の支合（たとえば、子と丑が合う、計六つの支合があり）の

- 原理を説く。『蠡海集』に曰、陰陽家の地支六合とハ、日と月と子に會ときハ斗丑に建。)
6. 五行生剋の説 (9丁) ; 木火土金水の五行の生剋とその意を解説する。『青囊元経』に曰、凡吉とは五行の順をいう。凡凶とは五行の逆をいう。)
 7. 五行十二運の説 (9丁) ; 胎、養、長生、沐浴、冠帯、臨官、帝旺 (これまでは有気)、衰、病、死、墓、絶 (これまでは無気) を十二運とし、自分の星との巡りでどの運にあるかをみる。
 8. 三合五行の説 (11丁) ; 十二支の三合、木局三合 (亥卯未)、火局三合 (寅午戌)、金局三合 (巳酉丑)、水局三合 (申子辰) とそれぞれが生旺墓となる構造を説明している。
 9. 五行旺相の説 (12丁) ; 五行と季節の関係で、構成される旺相死囚休について解説している。『千金』に曰、吉星有気なれば・・・『通書』に曰、凡凶神を制するは宜くその軽重を酌りて殺の生旺を用ゆべからざるべしと。)
 10. 納音起例の説 (12丁) ; もとは、六十干支と宮商角徵羽の五音より五性納音ができたことに由来するとし、その構造を説明している。『綱鑑』に曰、「黄帝大撓に命じて五行の情を探り、斗綱の建ところを占ふて、始めて甲子を作ると。)(『性理大全』に云、臨川吳氏曰、十干十二支名立て而して相配し、六十となす。)(『三命通會』に漢志の語を引いて云、納音の法ハ同類妻を娶り、八ツを隔て子を生む。)(『蠡海集』に云、或曰、先天の數、何に縁て起れるや。)
 11. (年家) 三元命星の標局、命星四柱起例指南、干支本命的殺四課起例 (17丁) ; 上元六十年、中元六十年、下元六十年、三元、計百八十年で一巡するが、百八十年それぞれ各年の干支と納音、九星と五行を一覧で記し、その活用法や的殺などを解説している。『三白寶海』に曰、上元甲子の年、中宮に坎の一白起り・・・。)(『八宅明鏡』にて生氣、延年、天醫などの名目と・・・。)(『協紀辨方書』にもその起例を挙げたりといえども、・・・。)(『三白寶海』に曰、五性命の人、須らく白中の煞と忌べし。)(『三才發秘』に曰、世の人浴書を用ゆるに・・・。)(『三白寶海』に曰、生氣は即我父母印綬星なり。)
 12. 月家中宮星標局、冬至後陽遁日家中宮星標局、陰遁日家中宮星標局、日時九星起例盤、兩遁時家中宮星標局 (21丁) ; 年支により、各月にどの九星が巡るか他、年月日時で干支、九星が通行するが、それらのだし方、用い方を解説している。また、回転盤を用いて簡便に出す方法を用いるなどの工夫がみられる。
 13. 暗劍殺之説 (27丁) ; 暗劍殺は名の通り、殺気を帯びたものとされ、九星で自分の星が中宮にきたときには、自分の本居が留守となり、対沖にある五黄によって、殺気におかされることを述べている。『郭氏元経』に曰、暗劍殺臣ハ君を奪い、子は父を害し、奴は主に反く。)
 14. 干支本命的殺之説 (27丁)、同月的殺起例指南、主命六吉神起例 ; うまれた年の干支を本命とし、その干支がめぐるところを本命的殺とするとしている。白井為賀はここで、『郭氏元経』における干支命の飛宮は友人、柏木覺心の説をもってあやまりとしている。(年月的命殺の起例を検するに、皆『郭氏元経』の説に祖遵す・・・)(『通徳類情』五的殺の論ニハ・・・)

卷之中

1. 方位総論 ; 後述する年神の圖は、吉神は朱字、凶神は墨字をもって記すとし、これをもって修造、伐木、動土の吉凶を判断するのに用いよとし、その用い方を解説する。『協紀辨方書』に曰、凡修方は先中宮を定め、中宮において羅経格を下し修する所の方、何の字に屬するを定め、・・・。)(『三才發秘』に曰、凡修方ハ先前の簷より量りて合居の後に至り、共に若干を測り、六十丈のごときハ則三十丈の處中宮なり。)(『通書』に曰、太歳以下の凶煞甚多し。)(『協紀辨方書』に曰、吉方ハ動すに宜し。)
2. 年神六十圖局

卷之下

1. 月神三十六圖局
2. 歳徳方之辨 (19丁) ; 『協紀辨方書』に曰、歳徳ハ歳中の徳神なり。)
3. 同合方之辨 (19丁) ; 『通徳類情』に曰、歳徳合ハ歳徳に並びて上吉に屬すと。)(『協紀辨方書』に曰、歳幹合ハ天地陰陽配合の地位なり。)
4. 歳禄方之辨 (19丁) ; 『協紀辨方書』に曰、歳禄ハ歳于官に臨むの方なり。)
5. 歳馬之辨 (19丁) ; 『協紀辨方書』に曰、寅を功曹とし、申を傳送とす。亥を天門とし、己を地戸とす。)
6. 陰陽二貴人方之辨 (20丁) ; 『蠡海集』に曰、貴人まさに陽貴陰貴の分あるべし。)(『佐元直指』に曰、太歳の貴人禄馬ハよく凶殺を消化し、吉福を招致す。)(『璇璣經』に曰、禄馬貴人ハ星煞の主宰たり。)
7. 四利方 (太陽、龍徳、太陰、福德) の辨 (21丁) ; 『協紀辨方書』に曰、太陽ハ太歳の前にあり。)(『佐元直指』に太陽太陰龍徳福德ある所これを作れば吉なりといへり。)
8. 奏書博士方の辨 (21丁) ; 『協紀辨方書』に曰、・・・奏書ハ歳の貴神なり。・・・博士ハ歳

- の善神なり。)
9. 歳合方の辨 (21 丁) ; (『神樞經』に曰、六合ハ日月合宿の辰なりと。)
 10. 壬癸徳方の辨 (22 丁) ; (『陽明按索』に曰、壬癸の方よく諸の火星凶星を制壓す。)
 11. 太歳方の辨 (22 丁) ; (『神樞經』に曰、太歳ハ人君の象、諸神を率領し、方位を統正し・・・。)、(『曆林問答集』に曰、太歳ハ歳星の精、天地の間に降りて萬物を觀察し、八方を臨見す。)
 12. 歳破方の辨 (22 丁) ; (『通徳類情』に曰、歳破ハ太歳衝所の辰なり。)、(『陽明按索』に曰、歳破を大耗と名づく。)
 13. 大將軍方の辨 (22 丁) ; (『神樞經』に曰、大將軍ハ歳の大將なり。)、(『郭氏元經』に曰、大將軍ハ三年宰相の任なり。)、(『陽明按索』に曰、大將軍若三煞歳刑等の凶と一處に會するを名づけて群醜といふ。)
 14. 太歳一星方の辨 (23 丁) ; (『郭氏元經』に曰、太歳一星の禍ハ防がたし。)、(『陽明按索』に曰、太歳一星其凶最大なり。)
 15. 歳殺の辨 (23 丁) ; (『神樞經』に曰、歳殺は陰氣尤毒、これを煞といふなり。)、(『陽明按索』に曰、歳殺は一名大禁と号く。犯せば宦災疾病失財を主どる。)
 16. 灾殺方の辨 (23 丁) ; (『神樞經』に曰、灾殺ハ五行陰氣の位なり。)
 17. 劫殺方の辨 (24 丁) ; (『神樞經』に曰、劫殺ハ歳の陰氣なり。)
 18. 歳刑方の辨 (24 丁) ; (『陽明按索』に曰、歳刑ハ五行生旺の氣強さを待みて相刑するなり。)
 19. 吊容方の辨 (24 丁) ; (『陽明按索』に曰、太陰ハ土星の精、太歳の後妃、常に歳後の二辰に居る。)
 20. 黄幡方の辨 (25 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、黄幡は旌旗なり。)
 21. 豹尾方の辨 (25 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、豹尾もまた旌旗なり。常に黄幡の對衝に居る。)
 22. 金神方の辨 (25 丁) ; (『郭氏元經』に曰、凡金神納音金に遇ふを以て正煞とし、天子庚辛に遇ふを天金神とし、地支申酉に遇ふを地金神とす。)
 23. 都天方の辨 (25 丁) ; (『三白寶海』に曰、戊己都天の臨方ハ戊己乃所在便是なり。)、(『佐元直指』に曰、都天のほう、土を動すことにこれを犯せば瘟疫水腫の病を主どる。)
 24. 歳害方の辨、天罡星方の辨 (26 丁) ; (『通書』に曰、天罡星ハ則破軍星なり。)
 25. 白虎方の辨 (26 丁) ; (『秘樞經』に曰、白虎ハ歳中の凶神なり。)
 26. 天官符方、地官符方の辨 (26 丁) ; (『通書』に曰、天官符の方、修作を忌む。)
 27. 喪門方の辨 (26 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、喪門ハ死喪哭泣の事を主る。)
 28. 大殺方の辨 (27 丁) ; (『歴例』に曰、大殺ハ歳中の刺史なり。)
 29. 病符方の辨 (27 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、病符ハ灾病を主どる。)
 30. 死符方の辨 (27 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、死符ハ凶神なり。)
 31. 蠶官室方の辨 (27 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、蠶室ハ凶神なり。)
 32. 力士方の辨 (27 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、力士ハ歳乃悪神なり。)
 33. 飛簾方の辨 (28 丁) ; (『神樞經』に曰、飛簾ハ歳乃廉察使君の象。)
 34. 撰擇の要訣 (28 丁) ; 年の吉凶を選ぶときに、全体として、吉神より凶殺が多いこと、ただし、凶神によってその強弱があること、凶神も吉神によって凶殺が軽くなることを解説している。(『璇璣經』に曰、辰戌丑未の月ハ凶神悉く中宮を占ふ。)(『時憲書』に四季乃土用にハ土を動かすこと勿れと載たり。)
 35. 天道方の説 (30 丁) ; (『協紀辨方書』曰、天の元陽順理乃方なり。)、(『陽明按索』に曰、天道行るところの方、迺、陰陽開通の地なり。)
 36. 天徳方の説 (31 丁) ; (『陽明按索』に曰、天徳ハ天地福德の神、陰陽感通の位なり。)、(『協紀辨方書』曰、天徳ハ天乃福德なり。)
 37. 月徳方の説 (31 丁) ; (『協紀辨方書』曰、月徳ハ月中の徳神なり。)、(『陽明按索』に曰、月徳ハ月内福德の辰なり。)
 38. 天徳合・月徳合方の説 (31 丁) ; (『協紀辨方書』曰、天徳合ハ合徳の神なり。)、(『五行論』に曰、月徳合ハ五行の精合をなすなり。)
 39. 月空方の説 (32 丁) ; (『協紀辨方書』曰、月空ハ月徳の于吉慶の方なり。)
 40. 六合方の説 (32 丁) ; (六合ハ日月合宿の辰なり。)
 41. 月馬の辨 (32 丁) ; (月馬ハ亦歳馬と同義なり。)
 42. 帝尊太紀四星の説 (32 丁) ; (『陽明按索』に曰、帝尊太紀の四星吉なり。)
 43. 金櫃方の説 (32 丁) ; (『協紀辨方書』曰、月の金櫃方ハ吉、即月建三合の旺方なり。)
 44. 月恩方の説 (33 丁) ; (『五行論』に曰、月恩ハ月建生ずる所の干なり。)
 45. 月の于禄、解神、吊宮
 46. 月建方の説 (36 丁) ; (『郭氏元經』に曰、月建ハ候伯の権を司り、能一月の凶殺を伏す。)
 47. 月破方の説 (36 丁) ; 月破ハ歳破と同義にして則月建の冲衝なり。
 48. 劫殺、灾殺、月殺方の説 (36 丁)
 49. 大月建方の説、小月建方の説 (37 丁) ; (『陽明按索』に曰、大月建ハ一名を暗劍殺といふ。)(『協紀辨方書』曰、小月建ハ則小兒殺なり。)

50. 月厭方の説 (37 丁) ; (『協紀辨方書』に曰、月厭ハ時憲書に載たり。天上の將軍征伐のことを主どる。)
51. 劔鋒方の説 (37 丁) ; (『陽明按索』に曰、劔鋒の方、凡修造、安墳を忌。)
52. 月刑方の説、月害方の説 (38 丁) ; 月刑ハ月建と相刑するの方なり。月害ハ六合の對方にして、歳害に同義なり。
53. 土符方の説 (38 丁) ; (『陽明按索』に曰、土符の方、切に造作、動土を忌。)
54. 鬼門方の説 (38 丁) ; 鬼門ハ東北艮卦の位にありて冬春陰陽二義を包、萬物の終始を統べたる所なり。故に説卦に曰、艮は東北の卦なり。萬物を終へ萬物を始むるハ艮より盛んなるハなしと。
55. 真太陽の説 (40 丁) ; (『三才發秘』に曰、太陽を用ゆるにハ立春、雨水、驚蟄、春分、清明の五氣を上吉とす。)
56. 生氣方の説 (41 丁) ; (『五行論』に曰、生氣ハ極福の神なり。)

資料4 年神方位図と立春基準

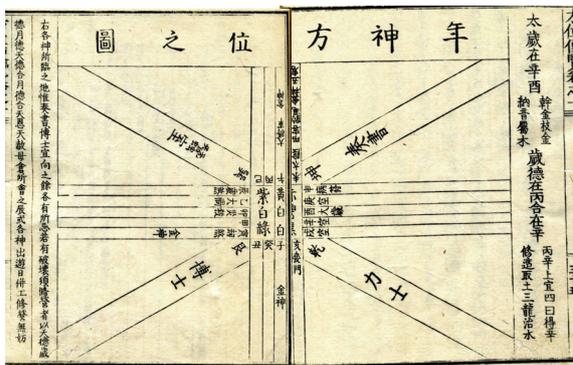
森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』では、清の嘉慶六年(1801、日本は享和元年)の時憲曆に記された神殺の配置をそのまま年神方位之図として挙げている。この年は辛酉年であり、酉には大歳、午には大將軍が配されるなど、いくつかの神殺が方位に配されており、中央にはこの年の九宮配置にもとづく色が配されている。また、年家神殺圖と九宮図には、一白、二黒など、数と色が配されているが、年や日である決まりにそって通行した。

年神方位図の神殺配置は立春に新しい年の盤となり、次の立春まで一年間、その方位に鎮座するものとされた。人々はそれらを引越・移転、新築、増改築などの際に用いた。

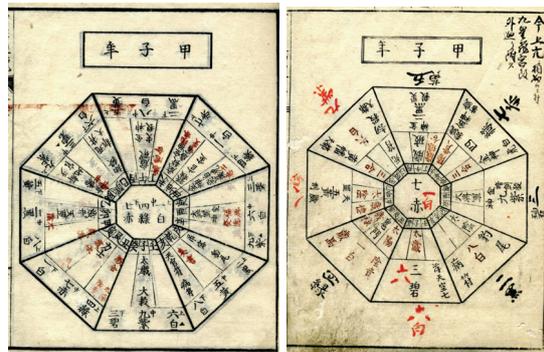
森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』には「凡年月を選澤する交節を以て看べし。正月十日立春のときハ初九日以前仍て上年十二月の用、十日以後方 正月の用とす。又十二月二十四日立春なれば、二十三日以前十二月に係る。十二月二十四日以後ハ則次年正月なり。已に立春を過ぐるごときは年月神殺定る。更に上年方道凶殺を忌ず」(巻之一 三丁記載)とある。

立春は太陰太陽曆の元旦以降に来る場合と、年内に来る場合がある。いずれも新しい年の方位図を用いるのは、正月元旦ではなく、二十四節気の立春をその始まりとしている。

年神方位図の年がわりが立春を基準としていることは、古代中国より太陰太陽曆が立春を基準とした年初とし、立春前後が正月元旦、立春を春の始まりとする曆であったことと関係していたと考えられる。これは東アジアの気候的特徴にもとづくものと考えられる。古代の西方の曆には、観測がたやすい春分を年初の基準とした曆はあるが、立春を年初の基準とした曆はなかった。



図：清 嘉慶六年時憲書(1801)による年神方位之圖(森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』、水野所蔵本より)



図：年家神殺圖と九宮図(左は白井為賀・福田復徳の『陰陽方位便覧』、右は森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』、持ち主の書き込みがある(水野所蔵本より))

白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』では、上元六〇年、中元六〇年、下元六〇年の三元、一八〇年を周期とするとしている。江戸時代の三元として、上元は貞享元年(1684)甲子一白、中元 延享元年(1744)甲子四緑、下元 文化元年(1804)甲子七赤としている。

唐代の敦煌「宅経」(P3594)「求九方色。從開元十二年甲子入下元。今合用下元甲子。每一周年用一圖。一 年三元畢。周而復始」(□は不明)とある。黄永武『敦煌寶藏』(129冊 新文豊出版公司)。これによれば、開元十二年(724)甲子下元とあるが、『陰陽方位便覧』の三元は、上元 貞享元年(1684)甲子一白、中元 延享元年(1744)甲子四緑、下元 文化元年(1804)

甲子七赤とあり、724年+180×6年=1804年となり、開元十二年から計算すると、文化元年(1804)は下元となっていることがわかる。

資料5 叢書集要序（『陰陽五要奇書』の序文、吳孔嘉）

（原文）

夫戴九履一。洛書因以著數、徵事嚮福。箕子藉以演疇。人則天地之心、事迺五行之本。故敬用五事。即所以驗用庶徵、嚮用五福舉。凡休徵咎徵、曷不本于貌言視聽思而類應者哉。漢世近古、猶明斯義。董仲舒、匡衡、京房、劉向之徒、頗能推本貌言、明徵庶應而疇義不晦。逮德下衰、人罔克搏女完（搏掄）五行。致反聽命于五行。

繇是郭氏青囊元經始作、延及唐宋楊曾、吳廖、遂操齊民禍福、縮墳宅吉凶。而趙氏璇璣經、陳氏按索圖、劉氏佐玄經、釋氏寶海鈎玄諸篇、皆挾五行淵微、藏之名山秘笈。江山人孟隆乃抽其局、發其覆。以為是皆原本洛書洪範、足探五石之奇而前民生之用。銓部汪公和丘、亦頗采其說。余族季常甫哀而輯之、以付梓人。夫陰陽方術家說鈴聚訟、既汗牛充棟。且各祖其師說、互相紛拏。課其響驗、茫然捕風、若江山人所云。

五集原本洛書、顯重吊替、驗如闇應。因哀刻、作剋擇家指南。庶召吉有方、避凶有法。不至如囊者貿々河漢。其宅心抑何。仁而溥也。倘亦有函人之意乎。雖然惠迪從逆、吉凶不爽。

吾儒、自有律令。釋此而拘泥陰陽、將為造化所愚弄。故同一甲子武紂廢興、不利往亡中山卒克。詎非人事衡持之驗與。即景純、伯溫非不哲炳著龜、前知災咎。然景純卒授命于日中、伯溫竟甘心于胡貳。誠知、彼莫非命而順受其正耳。山人其以余為儒家之迂僻乎。若夫氓之蚩々吉凶同患、則山人一片苦心。茲刻又烏可已也。輒綴數語為志簡端。

崇禎五年秋七月 史氏吳孔嘉 書于來雲軒

- ・「搏女完」は「搏掄」であろう。『淮南子』俶真訓には「搏掄剛柔」とある。搏掄は調和の意。

（訓読）

夫れ九を戴き一を履む。洛書は因りて以て數を著わし、事に徴して福を嚮う。箕子は藉りて以て疇を演ず。人は則ち天地の心にして、事は迺ち五行の本なり。故に敬みて五事を用う。即ち庶徵を驗用し、五福の舉を嚮用する所以なり。凡そ休徵咎徵は、曷ぞ貌言視聽思に本づきて類應する者にあらずや。漢の世は古えに近ければ、猶お斯の義を明らかにす。董仲舒、匡衡、京房、劉向の徒、頗る能く推して貌言に本づき、庶應を明徴して疇義晦からず。徳下り衰えるに逮びて、人克く五行を搏女完（搏掄）する罔し。反て命を五行に聴くを致す。

是れに繇りて郭氏青囊元經始めて作り、延て唐宋の楊曾、吳廖に及びて、遂に齊民の禍福を操り、墳宅の吉凶を縮ぶ。而して趙氏璇璣經、陳氏按索圖、劉氏佐玄經、釋氏寶海鈎玄の諸篇、皆五行の淵微を挾り、之れを名山秘笈に藏む。江山人孟隆乃ち其の局を抽て、其の覆を發く。以為く是れ皆洛書洪範に原本し、五石の奇を探りて民生の用を前むるに足ると。銓部の汪公和丘も、亦た頗ぶる其の説を采る。余が族季常甫哀めて之れを輯め、以て梓人に付す。夫れ陰陽方術家の説は鈴して聚訟し、既に汗牛充棟す。且つ各其の師説を祖とし、互いに相い紛拏す。其の響驗を課すれば、茫然として風を捕うるごとく、江山人云う所の若し。

五集は洛書に原本し、顯ばら吊替を重ね、驗するに闇に應ずるが如し。因りて哀めて刻し、剋擇家の指南と作す。吉を召くに方有り、凶を避くるに法有らんことを庶う。至らざれば、囊者の貿々たる河漢の如し。其れ心に宅るは抑た何ぞや。仁にして溥くするなり。倘し亦た函人の

意有らんか。然りと雖も、^{しか} ^{いえど} ^{みち} ^{したが} 逆に従う、吉凶^{たが}爽^{たが}わず。

吾が儒、^{おのずか} 自ら律令有り。此れを^{しやく} 釋して陰陽に拘泥すれば、將に造化の愚弄^{ぐろう}する所と為らんとす。故に^{かつし} 甲子を同一にして武紂^{しやく} 廢興し、往亡に利しからざるも中山^{ついか} 卒に克つ。詎ぞ^{なん} 人事^{じんじ} 衡持の^{けん} 驗にあらざや。即ち景純、伯温は^{しやく} 著龜に^{てつへい} 哲炳し、^{さいきゆう} 災咎を前知せざるに非ず。然るに景純は卒に命を日中に授かり、伯温は^{ついで} 竟に心を^{こじん} 胡^こ 醜^{しやく} に甘んず。誠に知る、彼は命に非ざる莫くして、順いて其の正を受くるのみなるを。山人は其れ余を以て儒家の^{うへき} 迂僻と為さんや。夫の^か 氓^{たみ} の^{しし} 蚩^し 々たるが^ご 若^{じやく} きは吉凶^{いずくん} 患いを同じくすれば、則ち山人 一片の苦心なり。茲の刻 又 烏^や ぞ已むべけんや。輒ち^{すなわ} 數語^{すなわ} を綴りて為に簡端^{しる} に志す。

崇禎五年秋七月 史氏吳孔嘉 來雲軒に書す

(通釈)

『叢書集成』序

九を天に戴いて、一を地に履む。洛書は天地の法則にもとづいて数を著し、それによって来るべき福をむかえるものとし、殷の箕子はこれにもとづいて洪範九疇を述べた。人は天地の心に従い、五事は五行に従う。だから人はつつしんで五事を行うのである。とりもなおさず、これらがあるのはもろもろの兆候を調べ用い、五福のしるしをむかえて用いるためである。一般にめでたい兆候(吉兆)や災禍の兆候(凶兆)は、容貌、言葉、視、聴、思にもとづいて、過去の分類と照らし合わせて思索した。前漢は古えに近く、まだやはりこうした意義を理解していた。(前漢の)董仲舒、匡衡、京房、劉向などは、はなはだ推挙して容貌や言葉などから推測し、多くの分類に照らしあわせ、兆候を明らかにしており、この道義に明るかった。時代が下りて徳政が衰えるようになると、人はうまく五行を制御することがなくなった。かえって五行に命運を聴いて、五行に制御されるに至った。

郭璞は『青囊元経』を始めてつくり、ひき続いて唐、宋代になると楊曾、吳廖はかくして民の禍福をおさめ、墳墓や居宅の吉凶を整理して集大成した。こうして、趙氏『璇璣経』、陳氏『按索圖』、劉氏『佐玄経』、釋氏『寶海鈎玄』の諸篇ができたが、これらは皆五行の淵微を深くほりさげたものであり、名山に秘密の箱に入れて蔵められた。そこで、江山人孟隆はその箱をとりだしてその覆いを開いた。これらは皆、洛書や洪範にもとづいており、五種(石)の珍しいものを探り、人民の生活に役立てて向上させるものであった。(尚書省の吏部である)銓部の汪公和丘もまた、進んでその考え方を採り入れた。余の一族である若い常甫はこれを編集して刻版に託した。陰陽方術家の説は人に呼びかけて集められ、すでに多くの蔵書が存在している。各々の書はそれぞれの師の説を述べて互いに論争をしているが、彼らの説を実際に照らし合わせてみると、風をとらえるようにとりとめがないことは江山人孟隆のいう通りである。

五集は洛書を原本として修正、補強を重ねているが、その本にもとづいてあらわれることは事実と符合している。これによって収集して出版し、術数家の指南書とした。吉を招くには方法があり、凶を避けるには方法があるが、それに至らないならば、はるかにかすむ天の河のように(むなしいものと)なるだろう。その心にやどるものはそもそも何であるか。いつくしみの心を持ち、人々にそれらを広めようとしいるからではないか。あるいはまた、鎧をつくる函人のように、その書によって人々の身を護ろうとしているのではないか。道に従うことが正しいことであるけれども逆に従う、そうした吉凶が予測にたがうことはない。

吾が儒にはおのずから(遵守すべき)決まりがある。こうしたことを積して陰陽に固執すれば、まさに造化、天地自然の愚弄するところとなるだろう。もとより、甲子という同一の干支のときに周の武王は興り、殷の紂王は廢された。利しくない日とされる往亡の時に、宋帝は中山に勝利

した。(このように一方が勝利し、一方が敗北するのは) 人事の均衡である。とりもなおさず、郭景純、劉伯温は卜筮に精通していたのであって、前もって災いを予知できなかったのではない。郭景純は日中に命が尽き、劉伯温は毒に甘んじたという。彼らはそれが天命であり、順守して正道を甘受したのである。江山人孟隆は私を儒家のなかのひねくれ者となすだろうか。おろかな人々は吉凶の患いを同じくするのであり、(江山人孟隆はそれに対して) 一心に苦勞をしたのであり、(私も) この出版をやめることはできない。そこで数語を述べて本の序文とする。

崇禎五年(1632) 秋七月 史氏吳孔嘉 來雲軒に書す

- ・『易』繫辭上傳 河出圖、洛出書、聖人則之。
- ・貌言視聽思を五事という。五事は五行にもとづいた人の行い。九疇は箕子が武王に述べた天下を治める九つの大法、一が五行、二が五事、九が五福とする。(『書經』洪範)。
- ・長生、富、健康、道德、天寿を五福という(『書經』洪範)。
- ・董仲舒は前漢の学者。著書に『春秋繁露』がある。匡衡は前漢の学者。丞相となる。京房は前漢の人。著書に『京房易傳』がある(『漢書』七十五)。劉向は前漢の学者。著書に『新序』、『説苑』などがある。
- ・『青囊元經』は『元經』のことであろう。郭璞は西晋の人、字は景純。著書に『楚辭注』、『山海經注』。五行、天文、卜筮の術に精通しており、「青囊中書」を郭公より授かったとされる(『晋書』卷七十二、列傳 郭璞傳)。
- ・武王が紂王を討伐した日の干支は甲子であるとする(『書經』牧誓)。
- ・往亡が巡る日は戦を行うことが凶とされた。
- ・王敦は挙兵をし、乱を起こすときに郭璞に筮占をさせた。郭璞は「無成」と予言したことにより、王敦に殺害された。郭璞はそれを「命盡今日日中」とし、みづからの死も予言したとする(『晋書』卷七十二、列傳 郭璞傳)。
- ・劉基、字は伯温。明の太祖朱元璋の軍師となり、明王朝の建国に貢献した。太史令、御史中丞となる。まもなく伯温は讒言をさけて隠遁した。六十五歳になり病気で卒すが、太祖に伯温の讒言をしてきた胡惟庸に毒殺されたとする説がある(『明史』卷百二十八 列傳 劉基傳)。『陰陽五要奇書』のひとつである『佐元直指圖解』は劉基撰とされる。

資料6 『五要奇書』序(安倍晴親)

(原文)

聖人言曰、君子務本。本立而道生。又曰、其本亂而未治者否。世之為學者無不如許焉。淮南子曰、墨子見練絲而泣之。為其可以黃、可以墨。楊子見岐路而哭之。為其可以南、可以北。高誘曰、憫其本同而未異矣。余由之視人本末、有中道而廢者、有不廢者。各從性所好。夫才不才自天得也。業成不成在勤不勤也。方今、以不知足之欲。代之讀書則可矣。

間有騙卜の賤術師。隨人好憎捏出妄説。其術逾行、其學逾廢。對人猶曰、吾非廢學。無奈不遑。退省其私、朝進暮席、夕訪酒友。声楽放肆、悠悠曠日。殆蕩子状態乎。嗚呼如此余無奈之何。

且説、自我宗司天文、地理、陰陽五行之大道以来、歷年既千三百、歷世既四十。是以自古至今負笈來、就黌館而學者亦不鮮也。但以所知導童蒙、蠅慕。求我者則不敢辭焉。亦吾分之所福也。常立日課、為童蒙講説五要奇書及通德類情等數年。于茲然後、怡然理順。不亦快乎。余也憾斯書不多。今也為憫生命劊刷氏。於乎書豈易讀乎。故仲尼雖大成哉、顏淵雖次聖哉、猶且折鉄槌、絶韋編者三。而況後生若余輩者乎。何曾喙之三尺也。其可不自恥、自戒乎。

文化癸酉菊月書於齊政館中

(訓読)

聖人言いて曰く、君子は本を務む。本立ちて道生ずと。又曰く、其の本亂れて末治むる者は否
ず。世の學を為す者は許の如くならざるもの無しと。淮南子に曰く、墨子 練糸を見て之れに泣
く。其れ以て黄とすべく、以て墨とすべきがためなり。楊子 岐路を見て之れを哭す。其れ以て
南すべく、以て北すべきがためなり。高誘曰く、其の本同じくして末異なるを憫うればなりと。
余 之れに由りて人の本末を視るに、中道にして廢す者有り、廢せざる者有り。各 性の好む所
に従う。夫れ才と不才とは天より得るなり。業成ると成らざるとは勤むると勤めざるとに在るな
り。方今、足るを知らざるの欲を以てす。之れに代うるに書を讀めば則ち可なり。

間 卜的を騙く賤術師あり。人の好憎に隨いて妄説を捏出す。其の術は 逾行われ、其の學
は逾廢る。人に對えて猶曰く、吾は學を廢するに非ず。違 たらざるを奈んともする無しと。退
きて其の私を省するに、朝に碁席に進み、夕に酒友を訪ぬ。声樂放肆し、悠悠として日を曠し
くす。殆んど蕩子の状態ならんか。嗚呼此くの如きは余 之れを奈何ともする無し。

且つ説くならく、我宗天文、地理、陰陽五行の大道を 司りてより以來、年を歴ること既に千
三百、世を歴ること既に四十と。是を以て古えより今に至るまで、笈を負いて来たり、爨館に就
きて學ぶ者 亦た鮮なからず。但だ以て童蒙、蠅慕を知導する所なり。我に求むる者は則ち敢え
て辞せず。亦た吾が分の福とする所なり。常に日課を立てて、童蒙の為に五要奇書及び通徳類情
等を講説すること數年。茲において然る後、怡然として理順う。亦た 快からずや。余 又斯く
のごときの書の多からざるを憾む。今や憫生が為に劊劊氏に命ず。ああ書は豈讀み易からんや。
故に仲尼 大成すと雖も、顔淵 聖に次ぐと雖も、猶且つ鉄槌を折り、韋編を絶つこと三たび。
しかるを況わんや後生、余輩の若き者をや。何ぞ曾て喙の三尺ならんや。其れ自ら恥じ、自ら戒
めざるべけんや。

文化癸酉(十年、1813) 菊月 齊政館中に書す

(通釈)

『五要奇書』序 菊坡安倍晴親 撰

聖人はいう、君子は物事の根本はなにかを知って尽力する。その根本がしっかりと進む道
ができる。またいう、その根本が乱れて末を治める者はいない。世のなかで学問を治める者もこ
のようであればならない。『淮南子』にはこうある。「墨子は練糸を見て嘆いた。それは練糸は
黄色にも墨色にもなるからである。楊子は何方面にも分かれる道を見て哭泣した。それは南にも
北にも通じるからである」。高誘はこれを注して、「その本は同じだけれども末は(善悪が)異な
ることを憂慮したものである」とする。私がこの故事によって人の根本と末路をみるに、道の途
中でやめてしまう者もあり、やめない者もある。それは各人の性質の好むところに従うものであ
る。才能のあるかないかは天分である。業いの成就するかしないかは、勤め励むか励まないか
によるものである。この頃、自分の身のほどをわきまえずに欲張る者がいる。これにかわるもの
として書を読むのがよい。

このごろはト占を用いて人を欺く賤術師がある。人の好むところ、憎むところにつけこんで妄
説を捻出する。そうした術はますます行われ、学問として学ぶことはますます廢れている。私は
人に答えてさらにいう、自分はこうした学問を廢れられているわけではない。忙しく時間がない
のをどうすることもできないのである。役目を退いて、世には朝には碁席に行き、夕方には酒を

求めて友を訪ねる。楽しみをほしいままにして、一日をむなしくすごしている者がいる。ほとんど道楽をしてすごしているが、このような者をどうすることもできないのである。

さらにいう、我が土御門家は宗祖が天文、地理、陰陽五行をつかさどる官職に就いて以来、既に千三百年を経ており、四十代にわたりその職についている。こうして古き昔より今に至るまで、これらの学問を受け継いできた。また我が館にて学ぶ者も少なくない。ただこうして、知識の足りない者を教導している。自分を必要としている者がいたなら、自分はある程度それを辞退しない。これはまた、私の喜びとするところである。常に日課をたてて、知識の足りない者達に『五要奇書』、『通徳類情』を講説して数年が経つ。こうした後は喜び楽しんで道理に順うのである。なんと快いことではないか。私はまた、世に『五要奇書』のような書が多く流布していないことを憂う。そこで今、学ぶ者のために刻版するように命じたのである。(ただし、) こうした書はなかなか読むのがたやしくない。故に、孔子が大聖であるといえども、顔淵がそれにつぐものといえどもなお、鉄槌を折り、孔子は『易経』をとじた皮紐が三度も切れるほど繰り返し読んだのである。われわれのような若輩者であればなおさら精進しなければならないのは当然である。「喙の三尺」のように、このことは言葉でいいつくせない。みづからを恥じて自戒しなければならない。文化癸酉(1813) 菊月(9月) 齊政館中に書す

- ・墨子、練絲(白く精練された糸)を見て泣いた。黄にも黒にも染められるからである。楊子が別れ道へ来て、南へも北へも行けるので泣いたとしており、人も環境によって善悪がわかるることを悲しんだ故事。『淮南子』説林訓にある。
- ・丘願有喙三尺。言葉でいいつくせない意。『莊子』徐無鬼にある。

資料7 森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』序(安倍晴親)

(原文)

花陰益静明、盡日長睡後有客。袖小冊子来、請題言於余。因繙之、則森重勝所纂集方位之書也。嗚呼此書也、雖未足究其所蘊、於我學之一端可謂勤矣。然非人生而知之者。依此階梯進歩、尋繹所自来根源、日夜討論、琢磨致發明、此披秘旨。吾亦不為之爵躍乎。因書以與之。
文化癸酉嘉月書于齊政館中 菊坡安倍晴親

(訓読)

花陰益ますます静明にして、盡日長睡の後に客有り。小冊子を袖にして来り、題言を余に請う。因りて之をひもとければ、則ち森重勝纂集する所の方位の書なり。嗚呼 此の書や、未だ其のあつ蘊むる所を究むるに足らずと雖も、我學の一端において勤しむと謂うべし。然れども人は生れながらにして之れを知る者に非ず。此の階梯に依りて進歩し、自りて来たる所の根源を尋繹し、日夜討論し、琢磨して發明を致せば、此の秘旨をひらかかん。吾も亦た之れが為にしゃくやく爵躍せざらんか。因りて書して以て之れをあた與う。

文化癸酉嘉月 齊政館中に書す 菊坡安倍晴親

(通釈)

花のうつりゆく陰はますます清く明るく、終日長睡した後に客があった。小冊子を持って訪れて、その題言を書くように私に請うのであった。それによって小冊子をひもといてみると、森重勝の編纂した方位の書であった。この書はまだ、集めたものを深く探求するところに不足があるけれども、我が土御門家の学問の一端において解明することができるものである。しかしながら、

人は生まれながらにしてこうしたことを知る者はいない。この手引きによって歩みを進め、依拠する根源は尋ね求め、日夜討論、切磋琢磨することによって、その理解にいたり、この奥義を解き開くことができよう。私もまた、この書のために多少の努力をしよう。ここに序文を記して書に付与する。

文化癸酉（十年 1813）嘉月 齊政館中において書す 菊坡安倍晴親

資料8 森重勝・吉田徳謙『陰陽方位便覧』跋（吉田徳謙）

（原文）

不得其道而入、家庭之美、不能視。不得其友而論、肺肝之實、不能披。予今欲得其道得其友、則唯有森重勝一人矣。其故是何。以有此著述也。於乎陰陽之為道、即天地之規矩、而人間之所不可以不知者也。然為其書、齊魯異傳、和漢錯方。人欲知之、而非知之難。所以知之實難。若乃協紀辨方、五要奇書等此道之明鑑也。然得之難、讀之亦難。森氏性彊有力、不難人之所難。復欲教人不難所難。國字述之、圖解審之。名曰方位便覧。此書一出陰陽之教。得其道而入、得其友而論者、亦唯我不佞云乎哉。

浪華 吉田徳謙撰

（訓読）

其の道を得て入らずんば、家庭の美、視ること能はず。其の友を得て論ぜずんば、肺肝の實、披くこと能わず。予 今其の道を得て其の友を得んと欲すれば、則ち唯だ森重勝一人有るのみ。其の故は是れ何ぞや。此の著述有るを以てなり。於乎陰陽の道為る、即ち天地の規矩にして、人間の以て知らざるべからざる所の者なり。然るに其の書たる、齊魯 傳を異にし、和漢 方を錯う。人 之れを知らんと欲すれども、知る事の難きにあらず。知る所以は之れ実に難し。乃ち協紀辨方、五要奇書等の若きは此の道の明鑑なり。然れども之れを得ること難く、之れを讀むこと亦た難し。森氏 性彊く力有り、人の難しとする所を難しとせず。復た人をして難しとする所を難しとせざらしめんと欲す。國字もて之れを述べ、圖解して之れを審らかにす。名づけて方位便覧と曰う。此の書 一に陰陽の教えを出だす。其の道を得て入り、其の友を得て論ずる者は、亦た唯だ我は佞ならずと云わんや。

浪華 吉田徳謙撰

（通釈）

道理を得ない者が家内の美德をふるまっても、視る価値がない。朋友を得ない者が心の奥底の実質を論じて、打ち明ける価値がない。私は道理を得て、朋友を得ようと望んでいたが、かくて森重勝だたひとりを得た。この故はどのようなものであるか。この著述を通してであった。いったい陰陽の道を歩むのは、とりもなおさず天地による人として守るべき法則であり、人間が必ず知るべきものである。そうであるが、陰陽の道は齊魯の伝は異なり、和漢の方法は錯綜している。人々はこれを知ろうとするが、これが難解であることを認識していない。この実質が難解であることを知るのは、『協紀辨方』、『五要奇書』等の陰陽の明鑑である。そうであるけれども、これらを習得することは難しく、これらの書を読むこともまた難しい。森氏は性質が屈強で実力があり、人が難解とするものを難解としない。また、人が難解とするものをそうではないようにさせたいという意欲を持っている。彼はこれらの書を和訳してその内容を述べ、図解してこれらの書をわかりやすく解説した。名づけて『方位便覧』とした。この書は第一に陰陽のありかたを教示している。そうした道を習得し、そうした友を得て論じる者はまた、私は佞がたないということは

ないのである。

浪華 吉田徳謙撰

資料9 白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』序①（福田復徳）

（原文）

翁白井豊州君、有慨於此。凡天下曆法、方位之書、莫不涉獵矣。明辨郭氏元經誤、開示先哲未發之蘊。其方位便覧、筆成三本。令男為政校之、令予復閱之。此書也、比類精確、邪正分明。一聽其說、昭然若披雲霧、視青天。於是乎隱者始見、微者始顯。使夫人因之、以能戒慎恐懼於禍福之機、以登君子之域。其惠於世也可謂深矣。於是乎序。

司天官内 金塘福田復徳本撰

（訓読）

翁白井豊州君、此ここに慨有り。凡そ天下の曆法、方位の書、涉獵せざる莫し。『郭氏元經』の誤りを明辨し、先哲未だ發かざるの蘊を開示す。其の方位便覧、三本を筆成す。男為政をして之れを校せしめ、予をして復た之れを閲せしむ。此書や、比類精確にして、邪正分明たり。一たび其の説を聴けば、昭然たること雲霧を抜き、青天を視るがごとし。是に於いてか隱なる者始めて見われ、微なる者始めて顯わる。夫の人をして之れに因らしめば、以て能く禍福の機を戒慎恐懼し、以て君子の域に登らしめん。其の世に惠するや、深しとい謂うべし。是においてか序す。

司天官内 金塘福田復徳本撰

（通釈）

翁、白井豊州はここに気概を持っている。一般に世に出ている曆法や方位の書で読破していないものはない。『郭氏元經』の誤りを明確に解説し、先人が未だ発見していない学問の奥義を明示し、この方位便覧三巻を執筆した。息子の為政にこの書の校正にあたらせ、私にまた、この書の校閲をあたらせた。この書は様々なものを比べあわせることは精密で正確で、正邪を分ち明らかにしている。一度ここに書かれているものを聴いたならば、（さまざまなことが）明確になることは、雲霧が開かれて晴れわたった青空をみるようなものである。こうして隠れていたことははじめてその形がみえ、かすかなことも始めてみえてくる。こうして人がこの書によってみていくなれば、よく禍福の機会を戒め慎みて、君子の域に登らせるだろう。それが世の中に恩恵を与えることは深いといえることができる。ここに序文を記す。

司天官内 金塘福田復徳本撰

資料10 白井為賀・福田復徳『陰陽方位便覧』序②（福田復徳）

（原文）

人誰無疑。疑而不決、其疑遂不解。是故有卜筮之設。即方位之施所以解其疑、贊其決也。書之稽疑、禮之辨方、正位皆莫不由是道也。然則聖人所以新民耳目之具、爰亦不假之二者以贊其決矣。

而人譽知卜筮之用出於聖人、而不知方位之設亦出於聖人。且世之少知字者、率世賤方位而不為也。曰、東益之不祥、本出於人宅。何与焉。是何說也。是無他觀。世々佞方位者、多於其私、少於其義。用於其凶、不用於其吉也。私龍断者買賤、賣貴。成則人怨、否則自怨。空手乞貸、終身為危事者、豈不於其私与凶乎。是故為方位者、苟如嚴君平乎、則庶奉乎其全矣。

外舅氏撰方位便覧也、令復閱之、且序。復不違作文。姑以是言正焉。

嘉永七年甲寅秋八月 司天臺内測量史 金塘 福田復徳本撰

(訓読)

人誰か疑い無からん。疑いて決せずんば、其の疑い遂に解けず。是の故に卜筮の設有り。即ち方位の施は其の疑いを解き、其の決を賛くる所以なり。書の稽疑、禮の辨方、位を正すは皆 是の道に由らざるなし。然らば則ち聖人は民の耳目を新らたにするの具たる所以なり。爰れ亦た之の二者を假りて以て其の決を賛げざらんや。

而るに人は譽 ト筮の用は聖人に出づるを知るも、而れども方位の設も亦た聖人より出づるを知らず。且つ世の少しく字を知る者は、世を率いて方位を賤しみて為さざるなり。曰く、東に益すの不祥は、本 人宅より出づ。何ぞこれに与らん。是れ何の説ぞや。是れ他に觀るなしと。世々 方位を佞する者は、其の私に多くして、其の義に少なし。其の凶を用いて、其の吉を用いざるなり。私かに龍断する者は賤き買い、貴きに賣る。成れば則ち人怨み、否らざれば則ち自ら怨む。空手もて乞貸し、終身危事を為す者は、豈に其の私と凶とにおいてせざらんや。是の故に方位を為す者は、苟くも巖君平の如くならんか、則ち其の全きを奉ずるに庶からん。

外舅氏 方位便覽を撰するや、復た之れを閱せしめ、且つ序せしむ。復た文を作るに違あらず。姑らく是れを以て言を正す。

嘉永七年甲寅秋八月 司天臺内測量史 金塘 福田復徳本撰

(通釈)

人は誰も疑いを持っている。疑いを持って決断しないでいるならば、その疑いは遂に解決しない。このゆえに卜筮の備えがある。あるいは方位の実施があつて、その疑いを解決し、決断の一助とするのである。書の稽疑、禮の辨方、位を正すことは皆すべて、この道によらないものはない。こうして聖人は、卜筮の備えや方位の行いを民の知識や理解をあらたにするために用いた。また、この二つを用いて決断の一助とした。

ただし、人々は卜筮の作用は聖人がつくりだしたことを知るけれども、方位の備えもまた、聖人がつくりだしたことを知らない。かつ、世の多少の教養のある者は、こぞって方位を賤しんで用いない。彼らはこういう、「東に増築することは不祥の本は人の居宅から出ているというがどれに記されているのか。これはいったい何の説なのか。これは他に見ることはない」と。代々、方位をねじまげて用いる者は自分の狭い視野にとらわれる者が多く、それによって正しい道を踏み行う者は少ない。また、凶事に言及し、吉事に言及しない。方位を用いて商いをする者は、安く買ったものを高く売ろうとする。うまくいけば人は恨みを持つし、そうでなければみづからの不運を恨む。こうして元手もなく人に貸借を乞い、一生、危うい事をする者は、自分の狭い視野と凶事においてだけ言及している(大局的な見地にたっていない)。そうであるから、方位を用いる者はもし巖君平のような態度で行うならば、方位の実施の完全さに近づくことができるのである。

外舅氏(白井為賀)は方位便覽を撰するにあたり、また、私にこの書を校閲させ、序文を記させた。さらにまた、文をつくる暇もないので、このことで言葉を正定することにする。

嘉永七年甲寅(1854)秋八月 司天臺内測量史 金塘 福田復徳本撰

- ・「東益宅不祥」は漢の劉向撰『新序』巻五にある。

哀公問於孔子曰、寡人聞之。東益宅不祥、信有之乎。孔子曰、不祥有五而東益不與焉。夫損人而益己、身之不祥也。棄老取幼、家之不祥也。釋賢、用不肖、國之不祥也。老者不教、幼者不學、俗之不祥也。聖人伏匿、天下之不祥也。故不祥有五而東益宅不與焉。

- ・巖君平 漢代、蜀の人。成都において卜筮を事とし、揚雄がこれに学んだとする。成都の常に

市において卜筮をし、老子の思想を教えたとあり、巖君平は「卜筮は賤しい職業であるが、衆人に恵みを与えるもの」としている。(『漢書』七十二)

資料 11 訂正増補『陰陽方位便覧』自序 (三葉 松浦琴鶴 (松浦琴鶴の孫 松浦萬治郎))

往昔白井為賀翁、方位便覧三巻を著し、世に弘む。是を用ふるもの亦少からず。然るに年を経るに順ひ、文字の不明を生じ、閲るもの之が為、其苦む多し。依て日進堂主人、改刻の志を起す。果して決せば文中仮令のケ所は悉皆、下元の語なるを、今時上元言に訂正し、猶日時神殺及び同辨解の洩漏を増補せんと思惟あり。故に同翁子孫の踪跡を探索し、之を勧め以て共力を添んと欲することの久し。漸く方今に至り、全く其絶家せし由判然せり。此に於て苟も自、松浦家三葉に生れ、家相方鑿の道、聊か嗜に據り、是が訂正増補の依託あり。傳へ聞、同翁と祖父琴鶴は常に懇親の中なるを、其著書の看客を煩し、終に靡らんを嗟嘆し、筆を採るに至る。尤 本文は編に旧に倣ひ、訂正を加ふる而已。而して日時神殺表をよび其各辨解を増補するは、予が輯録する所なり。其意を以て見玉へかしと不云。

時于明治二三年 (1890) 仲夏日 三葉 松浦琴鶴識

The Tsuchimikado Family School (土御門家) and Yin-You (陰陽)

Books in the late Edo period

Aki Mizuno

Harechika (晴親) of the Tsuchimikado Family (土御門家), who participated in the making of the Tenpo calendar (天保曆) — the last lunar-solar calendar in Japan, brought into use in Tenpo 15 (1844) — also put much effort into education at his private school, Seiseikan (齊政館). As part of this activity, he published several books at the school concerning Yin-You (陰陽), Confucianism and Astronomy. After the death of his son and successor Haretake (晴雄), in Meiji 2 (1869), the Gregorian calendar was finally adopted in Meiji 6 (1873). At this time, the Tsuchimikado Family lost its position of “shitenka” (司天家, literally, the family in charge of the heavens, i.e., in charge of the calendar).

In this paper, we examine two books, whose production and publication was supervised by the head of the Tsuchimikado family and published under the name of “shintenka”. The first, supervised by Harechika, entitled Yin-You hou benran (陰陽方位便覧, a manual of Yin-You and directions), was an original book in Japanese on Yin-You (that is, neither a translation nor simple adaptation of a Chinese book), and the second was a different book of the same title supervised by his son, Haretake, which was repeatedly reprinted till the early Showa era (beginning in 1926), long after the abolition of their calendar. We try to reconstruct the contents of the library possessed by the Tsuchimikado Family School on the basis of the references in these books. We also offer an explanation of why the father and the son each supervised a book of the same title, and why the latter treatise enjoyed such longevity after the change of the calendar.